

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (3) (16. 1 定)			
日 時	平成16年3月8日(月)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時32分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	見楚谷委員長、北野副委員長、山田・横田・上野・大畠・前田・ 武井・古沢・松本・高橋・斉藤(陽) 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・ 経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・ 社会教育各部長、樽病事務局長、保健所長、消防長 ほか関係 理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、武井委員、高橋委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせします。

森井委員が大畠委員に、菊地委員が古沢委員に、佐藤委員が高橋委員に交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、れいめいの会、市民クラブの順序といたします。

共産党。

古沢委員

私の代表質問に関連して1点お伺いしておきたいと思います。

高齢者保健福祉計画並びに介護保険事業について

小樽市には高齢者保健福祉計画並びに介護保険事業計画がありますが、これらの策定の目的について、簡略にご説明ください。

(福祉) 高齢社会対策室介護保険課長

全国的に高齢者が多くなってきているということで、平成12年に介護保険制度がスタートしております。それに合わせまして、以前からありました高齢者福祉計画をあわせまして高齢者の今後の介護を含めました保健福祉をどのように図っていくか、計画は5年になっておりますが、その計画を3年ごとにそれぞれ作成することになってございます。

古沢委員

それでは、保健福祉計画の策定の目的はなんですか。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

目的でございますけれども、大きく分けて健康、安心、連携という三つの政策目標がございます。その中で、6点ほど掲げてございます。一つが高齢者が健やかに長寿を迎え、はつらつと生活できる環境づくりというのが一つでございます。二つ目が、高齢者が介護などを必要とする場合でも、安心して生活できる環境、三つ目が、高齢者を地域で支え合うつながりを世代を超えてつくる。それが基本的な政策目標の3点でございます。それから、重点課題ということで6点ございます。これにつきましては、介護サービスの基盤整備、二つ目が介護サービスの質的向上、三つ目が介護予防及び疾病予防の推進、四つ目が痴呆性高齢者支援対策の推進、五つ目が地域計画支援体制の整備、六つ目が高齢者の積極的な社会参加、こういった6項目を掲げて目標としてございます。

古沢委員

策定の目的ですが、今、説明されましたけれども、高齢者が健やかに生きがいを持って住みなれた地域を選択できるよう、健康づくりや生きがいづくりをいっそう推進する。それで、今、答弁いただきました六つの重点課題のうち二つ、介護予防の推進の関係と、高齢者の積極的な社会参加について、これも簡潔にご説明ください。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

まず、介護予防の推進につきましては、大きく分けまして、痴呆予防事業と寝たきり予防事業というものがございます。痴呆予防事業につきましては、例えば町内会あるいは老人クラブにおける痴呆に対しての正しい知識あるいは啓発を図るというような事業、保健所等で実施している総合健康増進プログラム等の推進ということがござい

ます。それから寝たきり予防事業ということで、例えば転倒骨折予防教室あるいは介護予防教室等を含めて、保健所でいう健康診断等々、2次検診的なものとかいろいろ予防的なことを実施してございます。それから、高齢者の健康事業でございますけれども、生きがいづくり、健康づくりということで、高齢者のスポーツ大会、例えば老壮大学とかふれあいパスといったような事業でございます。

古沢委員

介護予防の推進では、生きがいのある健康な生活を送るのだと。社会的活動の成果をもたらす要因には、早期に対応すると。それから、高齢者の積極的な社会参加ですが、高齢者みずから豊かな経験と知識を生かしてもらって、積極的な社会参加をもって、社会的役割を果たしてもらおうと、このようにあります。

ふれあいパスについて

そこで伺いますが、ふれあいパスが平成9年度から実施されています。この事業の提案に当たって、平成9年の1定ですが、新谷市長がこのように言っております。「生きがい健康対策といたしまして、これまで懸案でありましたふれあいパス事業を実施し、高齢者の積極的な社会参加を支援してまいります。」これは、平成9年ですから、保健福祉計画と後先になりますけれども、その大元においては共通する。逆から見れば、保健福祉政策の重点課題の生きがい健康対策と土台においては共通するのだと思うのですが、いかがですか。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

ふれあいパスを含めたそういった高齢者の生きがい対策あるいは健康づくりあるいは積極的な社会参加ということも含めて、今、おっしゃったように、先ほど申し上げました高齢者保健福祉計画の政策に共通するものだと考えております。

古沢委員

私は、代表質問で、ふれあいパス事業に関連してお伺いした点、大きく言えば二つです。一つは高齢者の生きがい健康対策に逆行するのではないかと。その実例として稚内の例をお尋ねしました。二つ目には、一律で網をかけるという表現でお尋ねしましたけれども、有料化がどれほど高齢者の生活実態を無視したものが、高齢者の暮らし破壊という点からお尋ねしました。

具体的には、79歳のご婦人Oさんの場合で市長にお尋ねしたわけです。年金と生活保護で生計を維持している。ご主人が2年にわたって入院中だということで、夕食の介助をするということで、毎日バスを乗り継いで病院に通っておられる。こういうOさんにとってみれば、市長の提案しているのは、ひとつきに新たにご主人のもとに介護、介助にバスを乗り継いでいくとすれば、1万2,000円の負担、これを強いてしまう。つまり、暮らし破壊だということをお尋ねしたのですが、そのときに市長は、そういう個々の事情はわかるけれども、それを把握するのは困難だということをお答えになった。所得制限とか考えたのだけれども、所得証明を全員から提出させると膨大な作業になってしまうと。そこで100円負担、つまり一律負担ですが、これが合理的ではないかというふうにお答えになっておりますが、間違いありませんか。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

委員のおっしゃるとおり、間違いございません。

古沢委員

市長からお答えいただいたかかったのですが、そのとおりなのです。

そこで具体的なことでお尋ねしていきます。ふれあいパスの事業は平成9年4月から始まりました。この事業を開始するに当たって、バス事業者と小樽市の間で、平成9年4月1日に協定書が調印されております。この協定書のうち、第2条、それから第6条について説明してください。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

まず、第2条につきましては、「バス事業者が乗車証を使用して、バス事業者が運行する一般乗合バスを利用す

る者を、無料で輸送するものとする」という表現になってございます。それから、第6条でございますけれども、「小樽市は利用者の輸送に伴う費用として、次の金額を中央バスに支払うものとする」ということで、年額1億3,500万円を年2回払いということで、表記してございます。その下に、「ただし、バス事業者の、中央バスの一般乗合バス運賃が改定された場合並びに利用者及び中央バスの輸送実績に著しい変化があった場合については、小樽市と中央バスが協議することができる」という表記でございます。

古沢委員

平成9年のその協定書調印時のバスの1区間といいますか、市内の基本料金が幾らであったかということと、当然この協定書を結ぶに当たって、つまり輸送費用1億3,500万円を算出するに当たって、高齢者の乗車利用状況を把握した上で、これらの協定書が結ばれていることにはなりますが、この2点について、説明いただきたいと思えます。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

まず協定時の運賃でございますけれども、今の200円区間が、当時は1区間が190円であったということでございます。それからもう一つは、当時の数値というか、利用実績的な見込みにつきましては、平成8年度に一応33回分のバス券を交付してございました。平成9年度におきましては、ほぼその倍ぐらいということで見込んでいたということをお聞きしております。

古沢委員

これは後でまた聞きますけれども、協定書の先ほどの説明いただいた、ただし書のところでは、著しい変化があった場合、協議することができるとなっているわけですから、どうした場合が変化があって、どうした場合が著しいのか、その基準がなければ協議に入れないわけです。今、説明いただいた点で、しっかりとわかったのは、乗合バス運賃が改定された場合、つまり当時は190円、現在は200円、それから利用者及び輸送実績、これについては極めて漠としたものです。こういう協定書になっているということがわかりました。

そこで、ふれあいバスの平成9年度以降の交付状況との関係で、輸送費用が1億3,500万円から現在2億円、この間に協議の上、一度改定というか、変わっていると思われましても、バスの交付状況との関係で示してください。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

利用実績で申し上げますと、平成9年度が1万8,834人に交付してございます。契約金額は平成9年度、それから平成10年度については同じでございます。11年度におきましては、1億3,500万円から1億8,000万円に額を改定し、バスの交付者数ですけれども、1万9,286人でございます。13年度に2億円に再度増額し、交付者数は2万1,042人でございます。

古沢委員

そうしますと、協定書では2度輸送費用が改定されているわけですがけれども、この協定書の趣旨に沿えば、バスの交付状況、つまり利用状況とある程度は置きかえることができると思えますけれども、交付人員数が増えてきていることが一つ見ることができるのですが、それにしましても、1億3,500万円からすると、約148パーセント、150パーセント増し、事業費は1割5分増しですね。これはこの協定書の中身と実際の輸送費用の引上げ額にそごが生じるように思えてなりません、そのほか何か理由があったのですか。

福祉部長

この著しい変化の場合ですけれども、当然利用実績なんかもこの条項に入るわけでございます。したがって、中央バスからはその料金改定の部分と、当然この輸送増の部分、こういう部分については申出が再三再四あったわけでございますが、私どもとしては、料金改定の部分は何とか引上げを図って、増額してきたわけですがけれども、この輸送実績はなかなか中央バスの要望におこたえすることは難しいということで、再三再四交渉する中で今まで来た、こういう経過でございます。

古沢委員

きちんと確認しておきますけれども、利用者及び輸送実績というのは、つまり平成9年度に1万8,800人からのバス交付者がおられた。これが平成13年度には2万1,042人に増えた。利用者及び輸送実績に変化があったわけですね。それによって、そもそも1億3,500万円だったものが2億円になっているわけですから、これの是非はともあれ、双方で協議をして輸送費用がこのように改定されてきています。代表質問でお伺いした中で、今日お尋ねしたい二つの問題が浮かび上がってきていると思うのですが、一つは、今、協定書の中身でお尋ねしたことにかかわりますが、この事業のいわば一方の当事者といいますが、民間企業ですから、公共輸送機関とはいえ、協力事業者といってもいいのでしょうか、このバス事業者の態度の問題です。

市長は私の質問に対して、このようにお答えしていますよ。「現行どおりだと、プリペイドカード方式、場合によってはやめてくれ」と、バス事業者が言っていると、このように答弁されていますが、改めてお尋ねしますが、これがバス事業者の今度の改定に対して臨んできた公式の態度、展開だと確認してよろしいですか。

福祉部長

中央バスの考え方でございますけれども、これは利用実態に見合った増額をしてほしいと、こういうことでございまして、そういう中で市の財政が、今、こういう状況でございますので、答申の中でそれができないのであれば、当然その予算の範囲内で購入できるプリペイドカード方式なり、あるいは廃止も含めて考えてほしいと、こういう形で中央バスから要請をいただいたところです。

古沢委員

正確にしますよ。今の答弁は、正確にすれば、言いかえれば、そもそも平成9年に協議をしてよろしいということを出発した事業だけでも、現時点では中央バスは輸送実態に見合うということですから、つまりこの事業から撤退するというのが、公式見解なのです。

福祉部長

撤退するということではございませんで、当然その利用実態に見合った増額をしてほしいと。それができないならば、今言いましたプリペイド方式なり、そういうものもできないのであれば、当然廃止も含めて、どういう形があるのか検討してほしいと、こういうことでございます。

古沢委員

それでは、一番直近のバスの交付状況、利用状況と、今、答弁いただいたことに関連していえば、具体的にこの事業から撤退するという意味でやめるというふうに言っているのではないとすれば、今回の改定に当たって、バス事業者側は、輸送費用として2億円からどの程度と要望されていたのですか。

福祉部長

あくまでも利用実態に見合ったということでございますので、利用が10億円あったのなら、当然10億円を負担していただくのが基本ではないだろうか、ということでございます。

古沢委員

そこで、私は最初に協定書のことを伺ったでしょう。だから、協定書の立場からバス事業者をおりたいということを行ったのです。

福祉部長

おりたいと話したのではなくて、あくまでも利用実態に見合う負担をお願いしたいと、ということでございます。

古沢委員

水かけ論的に聞こえるかもしれませんが、あくまでも利用実績に見合うのであったら、平成9年の協定書は存在しないのですよ。言い方をかえれば、平成9年にこの事業を立ち上げたいと市が協力要請をした。よろしゅ

うございますと。協力しましょうと。表現はどうあれ、そのことで利用実態に見合わないけれども、バス事業者の方からすれば、公共交通機関としてのそういった役割を、こういう形で協力しましょうということで始まったのでしょ。ですから、バス事業者の態度がどうかということ私は今、聞いているわけではなくて、考え方としては、平成9年の事業でなくて、もともとの通常のバス料金をいただくようにしたいというのですから、ふれあいバス事業からおりたいと言っていることではないですかということを知っている。そういう要望・要請があったのか、公式態度なのかということを知っているのです。ではないとしたら、どういうふうになるのですか。

福祉部長

ふれあいバス制度ができる平成8年度までは、バスの回数券でございました。それは回数券といいますのは、やはり利用した分だけの支払が当然伴うわけでございますので、そういう中で平成9年、このふれあいバス制度ができたわけでございます。そういう中で、利用実態、輸送実績に見合った形で、当然この協定にありますとおり、著しい変化があった場合は協議するという形の中で、例年、中央バスとしても調査しながら、一応話し合いをしてきて、私どもはこういう情勢なのでということで、中央バスの了解も得ながら、現状までこの制度を維持してきたわけでございます。現状、かい離がたいへん著しくなっている中で、やはり地域の足を安定的に確保するためには、少なくとも利用実態に見合う負担をいただかなければ、これからも足を確保していくことは難しいですよという中で、私どものこういう情勢も伝えながら、協議しながら来たわけでございますけれども、あくまでも中央バスとしては、少なくとも利用実態に合うだけの負担ができない、いわゆる利用実態に見合う負担ができないということであれば、その市の予算の範囲以内でプリペイドカードを考えるなり、それもできないということであれば、廃止ということも検討されたらいかがでしょうかということでございますので、あくまでも廃止を前提とした話ではございませんので、このところはご理解いただきたいと思っております。

古沢委員

違うでしょう。そもそも利用実態とのかい離は承知の上で始まった事業ではないですか。かい離を承知した上で、協定書を結んで始めた事業ではないですか。生きがい健康対策として必要だと行政は考えると。バス事業者の側は直接聞いたわけではないですから、公共交通機関としてこうした行政の側の事業に協力しましょうと。利用実態とかい離していることを承知の上、始めた事業ではないですか。今、問題になっているのは、利用実態に合わせてくれということですから、その事業をなしにしましょうと。それを何とか予算の範囲内で、もしくは一部有料化で制度そのものを、中身は変わるけれども残すことにしましたよというふうに、皆さんは答弁している。市長は答弁された。要するに、ありていに言えば、責任を片方の側に、バス事業者の側に嫁せているのではないかと。2億円の圧縮が、そもそもの目的にあって、どちらかということ、そちらの方が要請・要望が強い結果出てきた内容ではないかと私は思うのですが、いかがですか。

福祉部長

この制度は2億円の圧縮から出たことではございませんで、あくまでもその2億円を市が負担していたときから、この一部負担を含めて、検討を再三再四議会でお話し申し上げておりますけれども、あくまでも利用実態に見合った負担をどうするかということから来てございますので、先にその2億円圧縮ありきではございません。たまたま市の財政状況もこういう状況でございますので、重ね合わせながら中央バスとも協議を続けてきた結果でございます。

古沢委員

二つ目に浮かび上がってきている問題ですが、Oさんの場合、こういう大変な生活を送っておられる方にも、一律網をかけるというのは、ましてや大問題だという話を、私はしたのです。個々の事情の把握ができない、捕そくができない、膨大な作業量になるというふうにお答えになったのですが、果たしてそうかという問題です。

最初に伺いますが、水道料金、下水道使用料の減免で、その所得制限の内容と減免の実績、件数でお答えくださ

い。

(福祉) 社会福祉課長

上下水道料金の減免のことですけれども、まず所得制限の内容でございますが、保護世帯、老人世帯、母子世帯、障害者世帯という四つの世帯がございます。当然、保護世帯は所得制限はございません。老人世帯につきましては、道の医療制度、道老の所得制限を使いまして、159万5,000円という所得制限をかけております。その世帯に扶養家族がいましたら、1人38万円を追加するという所得制限をかけております。それから、母子世帯ですけれども、192万円という所得制限でございます、これは児童扶養手当の受給資格の所得制限でございます。先ほどと同じように1人扶養家族が増えますと、38万円追加する所得制限になっております。それから、障害者世帯につきましては、360万4,000円ということになってございます。これは、国の障害者手当でございます特別障害者手当というものがございます。その所得制限を使っております。14年10月に今、言いました新しい所得制限を導入いたしました。その結果、15年3月の決算数字ですが、上水道では1万1,033件、下水道では9,175件の世帯を減免対象としております。

古沢委員

1万1,000世帯、申請によるとはいえ、所得を把握をした上、減免としている。

では、住宅使用料の減免の場合ですが、所得によっては家賃の全額が減免になるようになってはいますが、その所得区分を示してください。

(建都) 住宅課長

住宅使用料の全額減免でございますけれども、住宅使用料の減免をする場合、世帯全員の収入を合算いたしまして、その合算した金額が生保基準の1.05倍以下である場合、この場合は全額免除になります。それで、いろいろ世帯があるものですから、年収額と申しますか、収入額がどのくらいになるかということも、世帯によって違うわけですけれども、65歳の単身者を一つ例にとりますと、国保料、介護保険料、それを引いた後でだいたい103万円以下であれば、住宅使用料は全額免除になります。それから、同じく65歳以上の夫婦世帯と申しますと、これも介護保険料、それから国保料を控除した後でだいたい153万円以下であれば、全額免除となります。住宅使用料も申請主義なものですから、申請があって初めてそういった形で審査をして、減免ができるのであれば減免していく、こういった実態でございます。

古沢委員

介護保険料のことで聞きますが、65歳以上ですが、1号被保険者、五つの所得段階別に区分されてはいますが、それぞれの人員数。

(福祉) 高齢社会対策室介護保険課長

直近の3月1日現在の状況で申し上げますと、第1段階から第5段階まで総数が3万7,931人です。それで、そのうち第1段階生活保護受給者と高齢福祉年金受給者で市民税の世帯非課税の者、この者が70歳以上では1,263人、そして第2段階、世帯全員が市民税非課税世帯の者が同じく1万3,026人、そして本人が市民税非課税ですが、世帯が課税になります第3段階、この者につきましては7,055人、そして第4段階、本人の市民税課税世帯が合計所得で200万円未満、この者が3,939人、そして第5段階の本人の市民税課税の合計所得金額が200万円以上、この者が70歳以上では1,874人、それで、65歳以上の3万7,931人のうち、70歳以上の者は、今、言った数字で2万7,157人、このようになってございます。

古沢委員

65歳以上のデータがあって、この70歳以上に置きかえることは容易にできる作業でありまして、70歳以上の高齢者の生活状況が、介護保険料を賦課するに当たっての基礎的なデータからも知ることはできるわけです。市長の頭の中に、これらのデータは全部入っているわけです。第1段階、生活保護世帯は1,263人、70歳以上です。第2段

階、市民税非課税世帯で1万3,000人、合わせると約50パーセントの世帯です。

市民税課長に伺いますが、市民税の非課税世帯というのは、例えば高齢者の場合、単身と夫婦2人の世帯で標準的には年収どのくらいになりますか。

(財政)市民税課長

単身と夫婦ということですが、高齢者の非課税の範囲ということになりますと、まず65歳以上の方で所得に換算しますと125万円以下、公的年金収入に換算いたしますと266万6,667円以下、給与収入に換算いたしますと204万3,999円以下、夫婦も単身も同じでございます。

古沢委員

最低生活保障水準というのがあります。生活保護基準ですが、世帯累計、老人2人世帯の場合で、20万910円です。年額にしますと241万円。ですから、市民税の非課税世帯というのは、どういう生活水準、生活実態にあるかということも、おおよそは知りことができます。

そこで、最後になりますが、先日5日、参考人招致で8名の方から賛成、反対、それぞれの立場で意見がありました。ふれあいパスに関連しても、新年度予算案に賛成だという立場でご意見をいただいたそれぞれの方にも含めて共通するのは、市の財政状況が大変であればやむをえないと。それから、民間事業者、バス事業者に多くの負担を強いるというのはいかがなものかと。したがって、やむをえない。できれば、生活の実態に合わせて生活が大変な人については、検討できるものならしていただきたい。これが、実は賛成だという立場で意見を表明された方々の中にも、共通していた点です。所得状況、生活実態、それらも市長の手持ちのデータの中からは、おおよそ知ることができる、把握することができる。そういう状況もはっきりしていながら、それでもなおかつ一律に負担を強いる。一律100円負担が合理的だというふうに、何としても市長は言いきるのでしょうか。市長に答弁を求めたいと思います。

市長

先日、参考人の意見を聞かせてもらいましたが、一つは今度いろいろな制度を見直していますから、賛成した方も、確かに経済的な弱者に対して配慮は必要ではないかというご意見の中で、しかし、今の市の危機的な財政状況を心配されて、今回の措置はやむをえないのではないかとということで、何としても財政再建団体への転落は避けてほしいというご意見だったと思います。また、反対された方は、それぞれ反対の理由も述べておられましたけれども、小樽市の、今、置かれている危機的な状況については、ご理解がされていないのかなという感じを受けました。したがって、今、ふれあいパスで1億5,000万円の市の負担があります。それでも、19億円の赤字が生じるわけですから、そういう意味では今回は財政を何とか立て直すためには、こういう措置しか今の状況の中ではできませんので、この点はぜひご理解を願いたいと思っているわけです。

古沢委員

介護保険のデータでお尋ねしましたが、生活保護、第1段階、1,263人、こういう方にも、つまりは0さんの場合を例にしてお話ししましたが、こうした0さんみたいな場合にも、検討の余地はないというふうに言いきるわけですか。

福祉部長

1,263名ということでございます。交付を受ける方が全員でなくても、1,000人くらい、おおむねの数として、仮に押さえますと、今、使っている方、使っていない方、ならして約260回から70回ほど、1人当たり平均5万円余の利用状況でございます。これをたぶんバス事業者としては、今これだけのかい離でございますので、かい離が大きい中で自分たちが負担することにはたぶんならないと思いますので、当然市が負担していかなければなりません。それで、2分の1はこの制度で利用できますので、残りは市の方で改めて負担すると、こう考えますと、1,000人の仮に5万円としまして、その2分の1と、年間2,500万円ほどさらに負担が必要になるということでございます。

ので、現状ではこれ以上の負担は難しいと考えております。

古沢委員

そういう数字で計算するからよくないのですよ。例に挙げさせていただいたOさんの場合、生活保護を受けて、そして4月から1万2,000円をどこから捻出するかというと、お父さんの病院に通うことをやめるしかないのです。仮に半分いけばなんていう話では済まない話になるのです。つまり、暮らしが破壊するという中身の具体的な例なのですが、そういうことに、なぜこたえようとししないのか。これ、一律、ふれあいパスは全部無料にしろというふうに私たちは考えておりますけれども、今、市長が提案している中身でも、そういう大変なところに、まずは目を向けて、手を入れて、検討するということが求められているのではないのでしょうかということ、再三お尋ねしているのです。このことを私はお伺いしておきたいと思います。

福祉部長

委員おっしゃるような世帯ということにつきましては、私どもも理解できないわけではございませんけれども、先ほど来出ているプリペイドカードといたしますと、当然制限利用回数というのは、たいへん限定をされます。そうしたときに、委員おっしゃるように利用の多い方々の負担というのは、当然多くなるわけでございます。したがって、私ども利用回数の多い方も今のこの一部負担をいただいても、逆にプリペイドカードにした場合に比べ、たいへん負担が軽減されると、こういう意味合いもございまして、こういう制度にしたわけでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

北野委員

時間がありませんので、財政問題は明日にします。

港湾問題について尋ねます。

石狩湾新港問題について

財政がたいへん困難なときに、無駄な事業と私たちが指摘をしている新港については一向にメスを入れない。それで、まず、新港の問題について質問いたします。

平成9年の改訂港湾計画で貨物の量の見直しを行いました。その貨物量の見直しについて、量で説明してください。

(港湾) 港湾振興室横山主幹

昭和63年に港湾計画をつくったときの数字は6,145トン、平成9年の時点で見直した数字が6,647トンです。

北野委員

いやいや、違うでしょう。最初のトン数と今のでいいのだよ。真ん中要らないよ。

(港湾) 港湾振興室横山主幹

平成9年の見直した数字は6,647万トンです。

北野委員

6,600、そんな数にしたの。

新港の取扱貨物量だよ。当初計画と平成9年の改訂計画で、幾らを幾らに下げたかということを知っているのですよ。

(港湾) 港湾振興室長

63年の既定計画では614万5,000トン。

北野委員

いやいや、63年はいって。もっと前の。47年のときの量だよ。当初計画なのだから47年でしょう。

(港湾) 港湾振興室長

当初計画では、たしか614万5,000トンというふうに記憶してございます。

北野委員

そんなに少なくないでしょう。それは昭和63年の改訂計画ではないのか。47年はいくらで平成9年はいくらと答えてくださいというのですから、正確にしてください。

(港湾)港湾振興室長

47年の計画につきましては、資料を持ってきておりませんので、後ほど答えさせていただきます。

北野委員

1,200万トンぐらいだったのです。それが平成9年には640何万トンに、半分に下げたのでしょうか。

ところで、その半分に減らした平成9年の港湾計画の目標に対して、貨物ごとの現状はどうなっているか、実績はどうか、教えてください。

(港湾)港湾振興室横山主幹

現状の数字ですが、平成15年度実績、まず、港湾計画上、農水産品ですが、20万4,000トンを計画していた数字に対しまして、9万2,562トン、林産品ですが、港湾計画上40万8,000トンを計画していましたが、3,368トンの実績です。鉱産品につきましては、181万7,000トンの計画に対しまして、87万6,140トンになっています。金属機械工業品につきましては、計画上53万8,000トンに対しまして、15万7,137トンになっています。科学工業品につきましては、262万8,000トンの計画に対しまして、200万4,874トンの実績になっています。軽工業品につきましては、37万トンの計画に対しまして、4万9,178トンの実績です。雑工業品につきましては、42万9,000トンに対しまして、4万4,154トンの実績となっています。特殊品につきましては、18万1,000トンの計画に対しまして、13万4,690トンの実績になっています。合計で行きますと、計画上、664万7,000トンに対しまして、336万2,103トンの実績になっています。

北野委員

半分に減らしたけれども、実績は50パーセントそこそこということですね。それで、この平成9年の港湾計画の改訂のときに、貨物量は大幅に減らしたけれども、港湾施設はどういうように見直しましたか。

(港湾)港湾振興室横山主幹

施設の見直しにつきましては、小樽市域であります樽川地区において、金属機械関係を扱うために、岸壁を水深5.5メートル、2バース、荷さばき用としてふ頭用地の整備、さらに小樽市域であります西地区に石炭チップなど、外貿貨物を取り扱うためのふ頭としまして、水深14メートルバースふ頭用地、さらにこれらの施設整備に必要なマイナス10メートルから15メートルの航路、泊地、港内の静穏度を高めるために島防波堤(北)、東防砂堤、さらには花畔地区において、コンテナ貨物や機械金属類を扱うために、水深10メートルの3バースふ頭用地の整備を計画しております。

北野委員

この図で説明してください。今でいうと、質問に答えていないのです。こういう計画が当初あったわけですから、それが平成9年で貨物が半分になったのでしょうか。だから、港湾施設は見直しと聞いたけれどもどこを削ったのか。計画はこうだったけれども、ここを取りやめたとか、ここを縮小したとか、そういうのはないのですかと聞いているのです。

(港湾)港湾振興室横山主幹

平成9年の計画におきまして、図の右手の方に行きます。東地区におきまして、東ふ頭の3号物揚場がこちらの方では水産品の扱いということで想定しております。

北野委員

いやいや、どこをどういうふうに、東ふ頭はどこを削ったのですか。

(港湾)港湾振興室横山主幹

施設ですか。

北野委員

港湾施設の見直しはしたのかと聞くのだから、当初こうだったけれども、ここを取りやめましたとか、200メートルあったのが100メートルにしたとか、そういうふうに答えないと、見直しでないでしょう。だいたい、見直したのか。

(港湾)港湾振興室横山主幹

今、手持ちの資料では、この見直しにつきまして、こういう施設整備を進めるということで、お答えしたのですが、減らすという数字が今手元にございませんので。

北野委員

だれかわかる人いないのか。

(港湾)港湾振興室長

施設計画につきましては、航路につきましては、今、主幹の方から説明しましたように、中央航路がマイナス10から15メートルちょっと。

(「え、何だって」と呼ぶ者あり)

それから、泊地計画につきましては、基本的に既定計画に基づいて、中央地区がマイナス7.5メートル、それから西地区がマイナス14メートルということになってございます。それで、削ったところという内容でございませけれども、今、港湾計画のその1の資料、やっておりますけれども、基本的に工事中と、それから設置計画ということで、それぞれ新たに追加になっている状況でございませ。

北野委員

質問に答えてくれないとわからないよ、あなた方の答弁は。平成9年11月の港湾改訂計画、これですよ。これのどこに港湾施設を縮小したり、見直したと書いてあるの。だから、この文書でいったらわかりづらいから、この要覧の裏に書いてある一般参考図でどこをどう見直したのか、それとも見直しはしていないのか。見直ししていないのに、答えたのだったらちょっと困るから。見直ししていないならしていないでいいです。見直したのだったら、どこをどういうふうに削ったのか、お答えください。

(港湾)港湾振興室長

申しわけございません。港湾貨物を見直しについては、今、説明したとおりでございますけれども、施設については、改めて見直しするのではなくて、地域の計画ということで、位置づけていったものと考えてございます。

北野委員

けっきょく貨物量は半分に減らしたけれども、港湾施設はそのまま続けたと、何の手も加えられていないということでしょう。そんなばかな話があるのかい。貨物量が半分になったのに、当初の港湾の施設はそのまま続けるということに、何の矛盾も感じないのかい。

(港湾)港湾振興室長

貨物量の見直しにつきましても、基本的に企業のヒアリングだとか、そういった状況、それから平成6年の推計値を基にする計画、推計されているというふうに考えてございます。なおかつ、各パース、西地区、中央地区、東地区、それから中央水路地区、こういったものでそれぞれ水深も違いますし、パースの考え方が異なるございまして、そういった中で、港湾施設につきましては、貨物量の見直しは行いましたけれども、パースの施設の整備については、そういった状況の中で進めていくという計画であったものと考えてございます。

北野委員

けっきょくこういう過大な施設を今やっているのだから、小樽市にとって財政的な負担になるのですよ。平成16

年度当初予算で自主財源の使用料手数料は何パーセントなのですか。

(港湾) 港湾振興室横山主幹

歳入合計に対しまして、約7パーセントです。

北野委員

けっきょくあとは管理組合負担金と借金で賄っているのでしょうか。

ところで、この石狩湾新港の建設なのですけれども、あと残っているのはどこですか。新規に事業をやって港湾施設をつくっていくところは、主なところだけでいいですよ。この一般図で説明してください。

(港湾) 港湾振興室横山主幹

現在、進めている事業はその図で行きますと、樽川地区、西地区ですが、樽川ふ頭のマイナス14メートルパースの関連を進めております。

北野委員

いや、今、進めているのではなく、これから新規に着工予定のところはどこが残っているのですか。

(港湾) 港湾振興室横山主幹

中央水路の泊地や岸壁、さらに島防波堤(北)などがまだ着手されてございません。

北野委員

それと産業廃棄物用地も手がついていないのでしょうか。

(港湾) 港湾振興室横山主幹

はい、そうです。

北野委員

この三つ、残っているのですよ。これを中止したら小樽と管理組合にどんな影響があるのですか。

(港湾) 港湾振興室横山主幹

現在、この3地区については、着手されていない状態でございますので、今後、貨物情報を踏まえながら、事業を進めていきたいと思っております。

北野委員

ところで、機能分担の基本方針はまだ生きているのでしょうか。

それで伺いますが、先ほど説明があった貨物の動向で、実績は、新港の方は半分に減らした計画の50パーセントちょっとなのです。小樽港で本来機能分担していて、新港にシフトされていっている貨物は何かあるか。

(港湾) 港湾振興室横山主幹

セメント関係と石油関係は新港の方にシフトされています。

北野委員

それは別でしょう。機能分担で石油、セメントは、大量ばら荷貨物だから、新港となっているから、それはいいです。そのほかです。まとめていえば、一般雑貨は小樽ということになっていたのだから、その内容に触れて説明してください。簡単に言えば、新港に持っていかれたのだから。

(港湾) 港湾振興室横山主幹

一部一般雑貨関係は、コンテナ航路の関係で、新港にはシフトされている部分があると考えております。

北野委員

だから、機能分担も何も無いわけですね。

小樽港の国の取扱いについて

ところで、石狩湾新港は、こういう状況ですけれども、今度小樽港だけ、ちょっと再び伺っておきます。やはり要覧の裏にある図で説明してもらいますが、小樽港中央地区の2期工事が中断されている理由を説明してください。

(港湾)工務課長

中央地区の2期計画でございますが、平成14年度に北海道開発局において、中央地区の航路泊地のマイナス14メートル化事業について、再評価が行われ、船舶の大型化に対応した大型岸壁の要請はあるものの、マイナス13メートルで暫定供用した泊地及び航路のマイナス14メートル化により発生するしゅんせつ土砂の受入先となる2期計画の事業化のめどが立たないため、中止となっております。

北野委員

けっきょく小樽の事情でなくて、開発局がやめれと言ったからやめたのでしょうか。

(港湾)工務課長

その点もでございますけれども、現在、小樽港におきまして、貨物の需要、これからの伸びを推計した中で、総合的に考えて中止するような形になっています。

北野委員

北海道開発局の平成16年度の予算のポイントで、港湾関連の方針はどうなっていますか。小樽は優遇されているか。

(港湾)工務課長

ただいまの国土交通省によります平成16年度予算のポイントという中で、国庫補助金の改革についてという要綱がございます。その中で、港湾でございますが、中枢中核国際港湾等以外の重要港湾については、効率的、効果的投資をさらに促進するため、小規模な施設について、耐震強化岸壁のような防災安全上必要な措置など、特に重要なものを除き新規採択を厳に抑制。港湾施設改良費統合補助について、市町村管理に係る補助の採択基準をさらに引上げ、4,000万円以上を5,000万円以上とする。地方港湾について重点化を進め、実施港数をさらに削減するということです。

北野委員

けっきょく、特定重要港湾とそれに準ずる重要港湾、新港以外を置き去りにしているということをはっきり言っているでしょう。

そこで伺いますが、小樽港の実績については先ほど説明がありましたけれども、現在の小樽港の取扱貨物量の能力に対して、幾らまだ余裕がありますか。

(港湾)工務課長

小樽港のキャパシティーでございますけれども、この出し方につきましては、個々のバースで考えますと非常に煩雑になりまして、上屋、倉庫、その他の関係もございまして、このキャパの出し方としまして、ひとつ港湾計画の貨物量から現在未整備分の貨物量を引いたものが、小樽港のキャパということで申し上げたいと思います。それで、港湾計画の貨物量ですが、3,850万トンでございます。現在の日計がこの分でございますが、そこが40万トンでございます。したがって、小樽港のキャパシティーとしましては、3,810万トンという。

北野委員

フェリーを除いてだよ。フェリーの目標数値、実績を除かないとわからないから、フェリーを除いて。フェリーは後で聞くから。

(港湾)工務課長

わかりました。

それでは、目標としまして、一般貨物が460万トンでございます。それに対して、中央2区が40万トンでございますから、その差の420万トンが小樽港の一般貨物のキャパシティーと考えております。

北野委員

そのうち、実績が132万7,000トンでしょう。420から132を引けばいいのでしょうか。

(港湾)工務課長

そのとおりでございます。

北野委員

だから、けっきょく、あとは一般貨物だけでも200万トンの余裕があるのですよ。今の取扱実績の倍の余裕があるのですよ。その小樽港を何で活用しないのかということになるわけでしょう。

そこで、伺いますが、一番近代的な本港のふ頭である港町ふ頭の利用実績は、どうなっていますか。

港湾部次長

港町ふ頭の利用状況でございますけれども、港町ふ頭につきまして、1番から5番までのバースがございます、1番バースにつきましては、ロシア船が主に着いております。2番バースにつきましては、コンテナのヤードとなっております。3番バースにつきましては、センター部分ですけれども、これにつきましては、木材、北洋材等を扱っております。4番、5番バースにつきましては、背後地のサイドを利用した飼料関係を扱っている状況でございます。

北野委員

いやいや、そういう扱いはわかるけれども、利用状況だから、実績はどうなっているか。

(港湾)工務課長

港町ふ頭の取扱貨物ですけれども、現在、申しわけないのですけれども、わかっている部分が木材が7万6,000トン、コンテナが8万4,000トンでございます。それで、穀物については、いろいろなふ頭に入っておりますので、その分抽出した数字は、今、持ってきておりません。

北野委員

上屋の利用状況は。

港湾部次長

港町の利用状況でございますけれども、現在、3社が使用してございます。4,000平方メートルのうち1,000平方メートル、1,000平方メートル、1,500平方メートルと、残りの500平方メートルにつきましては、今、薫蒸施設を整備しているところでございます。

北野委員

132万トンの実績のうち、中央ふ頭で取り扱われている実績は幾らか。

港湾部次長

今、ふ頭ごとの実績表は手元にございませんので、ご了承願います。

北野委員

私も何回も聞きますけれども、1番バースはロシア船で占領、2番バースのコンテナは神原汽船、先端は木材、こちら側の方は穀物でしょう。かなり利用されているのですよ。こういう近代的な施設は利用度が高いのです。ところが、開発局はもうこれ以上、その大型化はしなくてもいいと言っている。小樽はとどめられているのですよ。これが貨物の伸びない一つの要因ですよ。ところが、新港の方は開発局の予算が2割減ですよ。横並びでやっても、これは見直しと言わないのです。そういう中であっても、重点的には新港には予算を配分すると、ほかの港にはやらなくてもいいというのが開発局の方針だというのは、先ほど言っているわけでしょう。こういう新港と小樽港の国の取扱いの差別に対して、何とも思わないのかということです。市長、いかがですか。

市長

今、いろいろと議論がございましたけれども、新港の整備については、かねがね緊急性とか優先性を重視してほしいという要望が来ております。したがって、こういった財政状況になりましたので、幾ら事業をやれと言われても負担ができないわけですから、これ以上整備の方向で進むというのは、なかなか難しいだろうと。この点につい

ては、市の財政状況を説明して、じゅうぶん理解いただきたいと。

ただ、小樽港につきましては、先ほどキャパの問題がありましたけれども、キャパがあっても、今の物流の関係からいって、ではキャパがあるから来るかという、なかなかそういう状況でもありません。経済合理性といえますか、そういったことが重点に考えられるわけです。小樽港の利用については今、盛んにいろいろとポートセールスを一生懸命やっていますので、もうしばらくお待ち願いたいと。小樽港の整備については、新港と同様に、地元負担がかかるわけですから、そういった面も含めて、これから検討していきたいと、このように思います。

北野委員

最後に、新港の問題で、市長が今おっしゃったけれども、まだ200万トンの余裕があるけれども、こういう経済情勢下だから、本港といえども、なかなか貨物が入ってこない。これは私も理解できるのです。小樽港はそういうことで理解する。

新港の大型荷役機械調査費について

ところが、新港について、この問題で同じことを尋ねますが、15年の定例会で王子製紙専用だというのですが、大型荷役機械の調査費6,400万円が計上されましたが、この行方はどうなりましたか。

(港湾)港湾振興室横山主幹

荷役機械の使用につきましては、利用業者と現在調整中ございまして、平成15年度の予算に計上されていた6,400万円は不用額として処理してございます。

北野委員

不用額でなくて、減額補正をしたのでしょうか。6,400万円の調査費をつけたけれども、王子製紙から利用計画がいくら言っても出てこないから、この調査費は流れたのです。新年度はつけられていないのですよ。けれども、マイナス14メートルパスに関連する岸壁ふ頭用地、泊地、航路、これは依然として新規の事業として進めているではないですか。キャパシティーも何もあったものではないです。利用計画が出ていない、そういう港湾施設をどんどんつくっていくと。これが、新港の実態ですよ。だから、こんなものを中止しろと言うのは、当たり前ではないですか。私はこの問題については、市民に、今、財政難で大変なご苦労をおかけするときに、こんな無駄遣いをやっていていいのかということが一番の問題ですから、これは引き続き指摘をしていくことにします。これで終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

松本委員

市長発言について

これから、自民党の質問ということで、冒頭私から1点、確認をさせていただきます。

資質の問題に関する市長発言についてですが、地方自治体の首長が本会議での発言でありますし、特に最後の一言は、たいへんインパクトが強かったということで、早速マスコミにも取り上げられ、そしてさらには本社版にまで掲載されたということで、あらゆる方面の目にとまったわけであります。いろいろ反応はあったのではなかろうかと思えますけれども、その点、総務部長、何かありますか。

総務部長

国等からの問い合わせということだろうと思うのですが、新聞報道のあった日に、東京事務所を通じて、国の方から新聞を見たということで、もう少し内容を詳しく教えてほしいということがありましたので、新聞の記事と、それから未定稿でありますけれども、うちの関係の部分の議事録を国の方に送付しました。その後、特に何も問い合わせというのはございません。

松本委員

よく言ったなと思う人もいるでしょうし、あれは何だというご意見もあるうかと思えますけれども、私はあの発言は小樽市と小樽市民にとっては、決してプラスにはならないのではないかなと、そういうふうに思っております。今、小樽は、政権与党の代議士もいないし、食肉検疫港指定の問題にしても、陳情に行くにしても、何かと小樽は最近冷遇されているのではないかなという感じがしないわけでもありません。

(「自民党政府のせいでないのか」と呼ぶ者あり)

参考人のご意見の中にも、歳出の削減も必要だが、歳入増を図るためにも、国の予算獲得を考えよというご意見もありました。今回の市長の発言は、売り言葉に買い言葉でして、強く国に働きかけている発言だとは思われません。自民党も含めて、小樽市議会全体がこの市長発言をよしとしているわけではありません。

(「そんなこと勝手に言われたって困るよ」と呼ぶ者あり)

ああ、そうでは済まない発言でして、

(「人の政党のことはいい」と呼ぶ者あり)

市長も三位一体のさまざまな声もあるでしょうし、うまく対応している自治体もあるとは言えますけれども、減債基金を取り崩せる自治体と、減債基金が底をついている自治体があったりして、一概には言えないわけですし、あれから市長も数日たっていますので、ここに来て冷静になってみて、あの自分の発言はどうだったのかなということを、確認をさせていただきたいと思います。

市長

本会議でああいう発言をしましたが、今、国も地方もたいへん財源不足になっているわけです。国も地方も同時に行政改革を進めていかなければならないと、この点については意見としては同じです。問題は、国のやり方として、この三位一体の改革、ほかの自治体の方も言うておりますけれども、国の財政再建のための地方への負担転嫁になってはだめだということを皆さん共通して言っているわけです。したがって、地方も独自にいろいろな財政健全化に向けて必死に取り組んでいる最中に、単に首長の経営資質だけの問題で片づけられては、私としてはたまらないと。したがって、地域の実態といいますか、置かれている状況もじゅうぶん国としても把握をしてもらいたいと、そういうことで三位一体改革を進めてもらいたい、そういう趣旨で申し上げましたので、ご理解願いたいと思います。

山田委員

それでは、さきの一般質問に関連してお伺いしていきます。

水道料金の未収金について

まず、財政の健全化、これについて水道局の方からお聞きしたいのですが、平成15年度小樽市水道事業会計資金計画からお聞きします。

水道料金の未収金について、今年度1,301万5,000円の増があったと思いますが、この点について、お聞かせください。また、回収の対策についても、お聞かせください。

(水道)総務課長

ただいまの水道事業にかかわります資金計画業務の未収金、これは大部分が水道料金でございますけれども、前年度の決算に対しまして、15年度の予定額ということで比較いたしますと、1,300万円ほど増加になってございます。まず、この理由についてでございますけれども、この未収金の内容といたしましては、企業会計が発生主義をとってございます。そのことから、決算額ないし予定額の中には、これは一般会計で言います出納処理期間の期間中の未収金の収入金額が入ってございまして、この部分で増減を考えますと、1,100万円ほどの増になってございます。また、残りの200万円ほど増加になってございますけれども、それが実質で言います過年度収入に係る部分

の現金収入でございますけれども、これにつきましては、未収金の増加対策といたしまして、現在、私ども滞納の世帯にかかります督促、あるいは給水停止も視野に入れて、実際、現在、取り組んでいるところでございまして、こういった部分の効果もあるということで考えてございます。

山田委員

簡易水道特別会計の歳入補正について

それでは、15年度小樽市の一般会計、また特別会計の補正の予算説明書からお伺いしますが、この歳入の補正額7,600万円から5,900万円と1,700万円マイナスになっているのですが、この理由についてお聞かせ願えますか。

(水道)総務課長

ただいまの15年度の補正の上で、1,100万円の増額補正の部分ではないでしょうか。

山田委員

歳入の補正、15年度の小樽市の一般会計、こちらの方は一般会計の款でありますので、これの中に、15年度の歳入の補正額が7,600万円から5,900万円マイナスになっているのです。この点についてお聞かせ願えますか。水道のです。

(水道)総務課長

簡易水道の特別会計ですか。

山田委員

そうですね。

(水道)総務課長

使用料が減額になったのは、企業が一部撤退した部分で、そのために水道料金の簡水部分が入ってこなかった部分を減額したということです。

山田委員

できれば、具体的にどのような企業が撤退されたか、お聞かせ願えますか。

水道局次長

具体的には、東洋サービスという会社がございまして、ローソンに弁当類をおさめていた会社でございますけれども、これが撤収したことによりまして減収になったということです。

山田委員

固定資産売却代について

わかりました。いろいろとマイナスの要因があると思いますが、今度は16年度の小樽市予算案からお聞きしますが、収入の部で第5項目固定資産売却代10万円とありますが、これは何の売却でしょうか。

(水道)総務課長

水道の固定資産の売却代につきましては、これは不用物品、主に車を廃車したとか、こういった部分で資産計上している部分の売却に伴う収入金でございます。

山田委員

10万円といっても、ばかにならない金額だと思しますので、できればこういったものも少しは役に立てるような形でお使いください。

交際費について

また、職員の倫理規程が問われている昨今、こちらの中に書いています交際費5万円についても、適切に使われていると思いますが、使われ方について、できれば教えていただきたいと思っております。

(水道)総務課長

交際費についてでございますけれども、この事業は企業会計の独立採算性を建前としておりますことから、当該

事業に係ります利益のために、外部との交渉などをするために必要な経費でございます。また、その範囲や額につきましては、必要最小限度でなければならないと考えてございます。ただ、近年の予算執行例はございませんけれども、想定されるものとしたしましては、これは企業活動に伴いまして、一般人に対する見舞金あるいは香典料などが該当するものと考えてございます。

山田委員

高島祝津地区断水について

今回の高島、祝津地区のアイスシャーベット流入に関する断水の影響について、お伺いいたします。水道料金の減額について、市民への対応、それと事故後の対応について、お聞きしていきます。たぶん、水を遮断した配管に通水するときの注意点、もしくは改良とか処置について、また、赤水も出ると思うので、こういったこともお知らせ願えればと思います。

(水道)給水課長

赤水を発生しない注意点ということでございますけれども、どうしても管内の流速が変わりますと、赤水をひっぱるとということでございまして、水張りのときにも注意しながら急に張らない。なるべく時間をかけてゆっくり張ると、そういうような注意を行っております。

水道局次長

減額につきましては、この高島祝津地区2,000戸断水したわけですがけれども、約3割から4割ぐらいは、基本料金で賄っているということがございます。当然そういう家につきましては、減額という形にはなりません。私ども考えておりますのは、一つはお客様から問い合わせが来た中で、蛇口で水を投げているといううちがあります。これを確認しまして、水道料金をお引きすると、これが1点と、後日、料金が増えているという問い合わせがございます。そういう中で、断水等が原因と判断された場合は、料金をお引きすると、この2点でございます。

山田委員

できれば、そういった問い合わせの方以外にも、そういう対応をしていただきたいと思います。

横田委員

駅前第3ビルについて

代表質問でとり上げた小樽駅前の再々開発といいましょうか、国際ホテルの件に関してお伺いいたします。繰り返しになってしまうのですが、駅前の一等地が空き家になっているという状況を、これは観光都市として、早急に手を打たなければならないことではないかという質問をさせていただきました。本市のまちづくりに関して、非常に重要な課題であり、市としてもできる限りの提案をしていきたいという市長のご答弁をいただきました。もう少し具体的といいましょうか、内容をお伺いしていきたいと思います。

建築都市部に伺いますが、答弁の中にもありましたけれども、これは国際ホテルが出ていった平成14年12月ですが、庁内の関係部による駅前第3ビル検討会議を設けた。そして、ここでさまざまな検討がなされたということなのですが、概略で構いませんので、どんなことが検討なされたのか、教えていただきたいと思います。

建築都市部次長

駅前第3ビルの検討会議の検討内容についてのお尋ねでございますけれども、会の内容の中身としましては、主にはホテルの跡利用について。給排水設備の改修費がどのぐらいになるだろうか。空調設備それから内外装の費用がどのぐらいかかるか。特に跡利用では、どんな業種があれば、あのホテルの後をやっていただけるだろうかということで、そのホテルの後の営業の可能性について。そんな議論をしておりました。その中から、やはり専門の方の意見も聞くべきでないかということで、商業診断もやった方がいいのではないかとということと、ほかには、競売についてのそれぞれ関係部の共通認識ということで、いろいろな情報の議論をしてございます。それから、さらに

はどういったところがこういった場所に参画していただけるかということで、その参画企業の誘致の可能性について、議論をいただいているところでございます。

横田委員

今、お話に出ました改修費が幾らかかるとか、あるいは給排水部分や空調がどうだとか、金額を試算されたということですが、どのぐらいかというのは出せるのですか。

建築都市部次長

費用については、見方によって若干違うのです。ですから、おおよそ幾らぐらいというのは言えるのですけれども。

横田委員

おおよそで構いません。

建築都市部次長

例えば給排水設備ですと、1億5,000万円程度はかかるだろうと。空調設備でも1億円はかかるだろうと。内外装にしますと、外の壁の部分がどのぐらいかかるかというのがありますが、これも億単位でかかるだろうと。このような議論をしてございます。

横田委員

私も実際何回か見ていますけれども、外壁も相当怪しくなっているし、下を通るのも怖いときもありますけれども、相当傷んでいるということですね。今のお話でも若干ありましたが、昨年3月にコンサルを入れたと、商業診断をしたということですが、経済常任委員会などに報告されているのかもしれませんが、いま一度確認の意味で、コンサルの結果といいたいまいしょうか、どんな商業診断をなされたのか、お聞かせください。

建築都市部次長

経営コンサルタントに商業診断をしていただきましたけれども、第3ビルのホテルの部分ですけれども、一つには宴会場を持つようなシティホテルは経営的に厳しいであろうと。かなり難しいと。それから二つ目には、ビジネスホテルであっても、現在が80室しかございませんので、採算性が難しいのではないかと。それから三つ目として商業ビルとして考えても、物販、それから飲食店等で店舗を埋めるといのは、かなり無理がかかるのではないかと。という提言をいただいております。

一つ、このコンサルの方から言われたのは、高齢者対応のケア滞在型ホテル、有料老人ホーム、マンションを検討してはどうかという提言をいただきました。この検討会議の中でいろいろ議論したのですけれども、一つには高額な有料老人ホームですと、高額な権利金が必要になってくる。そのほかに、毎月の生活費がかかるということで、そんな需要が果たして小樽でどのぐらいあるだろうかという議論もいたしました。それから、この場合の国、厚生労働省になると思いますけれども、この補助金はどのぐらいになるだろうかとか、経営の採算ラインというものは、どの程度だろうかという議論をいたしました。さらには、駅前のこの一等地で高齢者向けの施設というものは、いかがかというような議論をいたしまして、やはりいろいろな面で無理がかかるということで、この高齢者向けの、特に有料老人ホームですけれども、これについてはやはり難しいと、こういう結論になっているところでございます。

横田委員

私も実際に商店会の会長のお話も聞きました。宴会場のついているホテルは厳しいという話ですが、ビジネスで全国的なホテルに何件か打診をされたような話も伺っております。いずれも、今の現状のままではとってだめだというようなお話だったように伺っております。再々開発といいたいまいしょうか、何とか当然あそこはしなければならぬのですが、その一番のネックといいたいまいしょうか、これは何であると認識されておりますか。

建築都市部次長

再々開発の一番のネックということでございますけれども、本会議でも市長から答弁させていただきましてけれ

ども、三つほどあるわけです。それは、一番のネックの前提として、まず建物が老朽化しているとか、先ほど言いました設備関係に相当お金がかかる。改修費にもかかる。さらには、区分所有のビルであることから権利調整が難しいということもあるのですが、私どもの一番のネックというのは、多額の共益費があるということが一つありましようし、それから現在の経済状況からいきますと、本来であると民間の方で多額の費用を負担してくれる参画者というのがいれば一番いいのですけれども、こういう参画者が今のところないと、これが一番大きなネックではないかと、このように考えております。

横田委員

悪い条件がずいぶん重なっているわけですが、今、次長が言われたように、ホテルの部分は所有者がいないと。いないわけで、いろいろなことを進めるにも、どうにも進んでいかないということですね。5年間で競売を2回やりました。買い手がいらない。このままでもたぶん共益費の問題もあるでしょうし、いないというか、買い手がつかないのかなという気がします。今、サンビル全体の面積は大まかでけっこうですが、ホテルの部分はどのぐらいで、それから小樽市もプールなどを所有していますが、その小樽市の方はどのぐらいなのか、簡単に構いませんけれども教えてください。

(建都)都市環境デザイン課長

それぞれの面積でございますが、第3ビル全体の面積が合計9,875平方メートルでございます。これは占有面積でございます。そのうち、ホテル部分に関しましては5,744平方メートルです。それから、小樽市の持分につきましては、プールとかいろいろございますが、総計いたしまして、1,908平方メートルとなっております。それ以外のものにつきましては、それぞれの店舗といったものが所有してございます。

横田委員

全体で9,800、ホテルが5,900ですから、引くと残りが4,000平方メートルぐらい。その残りのうちの小樽市が1,900という、半分所有している。小樽市も所有者として、もちろん何とかしなければならないという立場でありますし、一番大所有者となっているわけです。ですから、この際は、市が指導的な立場に立ってやらないと、民間にお任せといいましょうか、お任せではないでしょうけれども、管理会社あるいは入居者に何とかしなさいといても、これは至難のわざだと思ふ。先ほど言ったように買い手もつかないということで、いろいろな方法があると思ふ。今後入札がありますから、全くないとは言えない。どこかが買うかもしれない。それが一つですよね。それから、もう一つは、やはり市が指導的な立場に立つということは、資金面の話があるから、今、このような状況ですからなかなか難しいのですけれども、市が取得して、何とかする方法もあるかもしれない。また、買い手がこのままつかないのであれば、ずっとそうしたら入っている方がおられるわけで、そのまま入居者が営業していくのかという話にもなかなかならないのかと思ふのですけれども、それこそ知恵を絞って、早急に何とかしていただきたいというのが、私の代表質問での趣旨です。

経済部にお聞きしますけれども、あそこの地下から1階、2階とありますけれども、現在の状況といいましょうか、何か把握されていることありますか。

経済部長

サンビルプラザ商店街という商店街を結成してまして、全体で23ぐらいの店舗を有しております、それで4店舗ぐらいが空き店舗だと思います。店舗の業種、業態からいえば、ご存じのとおり、当然キーテナントとしてホテルがあるという前提でできている店がやはり多いのだらうと思ふ。地階の飲食だとか、1階にあります店を含めて、ホテル仕様でできているような店が多いのかなと、そんな認識は持っております。

横田委員

実際、商店会長にお話を伺ったのです。生の声ということでご紹介しますと、各入居者の売上げは、最盛期の半分ならいい方で、悪いところは3分の1だと。それから、所有者で開けて店を営業するより、従業員の関係とか人

件費がありますので、開けているよりも閉めて共益費だけを払っていた方が赤字にならないから、店を閉めて共益費を払い続けているところもあるのです。売りたいし、貸したいというところがあるのだけれども、不動産業者を通して、サンビルではねと言われる。買主も借主もない。

それから、私が出たときの二、三日前にも、会長のところに閉店セールをしようと思うがと相談に来た店があると。もう少し待てと思いとどめたのですけれども、将来の展望が全くないのに、このままずるとやっつけたい。もう体力がなくなっているということもおっしゃってありました。それから、ホテルの跡に不審者が入れないように措置しているそうですけれども、そこも破って入っていく者がいるらしいのです。何か上の方でよからぬことをしている人も現実にいたそうです。そういうことを避けるために、警備員を雇っているのですけれども、その警備費もホテルがない分を残りで払っているわけですから、警備費も含めた共益費、この負担もなかなか大変だと、いろいろなお話を言っていました。

今、経済部長が言われたように、ホテルとしてあそこがないから、集客ができないのだというお話です。4定などで歩道橋の話も出ましたが、人の流れがやはり全然来ないというのです。ですから、何とか人を呼ぶためには、ホテルなり核となる施設が入ってもらえるようにならなければならないということを、今、経済部長が言ったようなことを言っています。

けれども、もう一点、その経済部に伺います。要するに観光の最大といいますが、拠点であります小樽駅をおりた目の前ということで、我々、議員会で各地視察に行ったときに、駅前に大きなデパートなり、ショッピングセンターなりが空き家になったりホテルが空き家になっているところがあるのですが、そういうところを見ますと、もう二度とここには来たくない、そういう感じをしているところです。小樽も同じような状況ですので、観光面で経済部、何かお考えがありますか。

経済部長

今、お話がありましたとおり、駅をおりてすぐにあるホテルということからすれば、イメージとしては非常に寂しいイメージを持たれるということでは、我々としても何とか早くあそこの部分が立ち直って、新たな展開をしてほしいと思っています。当然、滞在型の観光を目指していますので、ホテルという形で新たな展開をするのであれば、我々としても望むところですし、当然、先ほどありました商店街の皆さん、たいへん今、ご苦労なさっていますので、その方たちと一緒に、そこの活性化に少しでも寄与できればと思っています。我々もアドバイザーを入れたり、あるいは活性化事業の支援をしたりしているのですけれども、なかなか特効薬がなくて、現実には厳しい状況が続いています。ですから、そういう意味では駅前という、たいへん大きな顔ですから、何とか再生するという立場で我々も建設都市部と連携しながら、力をかけていきたいと考えてございます。

横田委員

また、その会長のお話になりますけれども、一刻の猶予もならないというか、今、もう何とかしてもらわないと、もう歯が抜けたようにまたいなくなっていく。店を閉めるところが出てくる。さらに、悪循環でお客さんも来ない。これが何年後に、2年、3年後に、こういうふうになるのだよという展望が見えれば、それは何とか我慢してやっていきたいと思いますというお話でもありました。

最後に、市長から、これも、今、再々開発について、決意というか、今後どういうふうにやっていきたいのかという部分、お話を聞かせていただきたいと思います。

市長

今、お話がありましたけれども、私どもとしても、駅前の一等地ですから、何とか早く再開してほしいという気持ちに変わりはありません。それで、問題は先ほどからいろいろお話があります。こういった問題をどう解決していくかということもございまして、何社かそういうホテル業者にも当たりをつけましたけれども、なかなかいい返事がもらえないということで、内外の意見を聞きますと、やはり再々開発しかないのかと思っています。これもホ

テル部分の床をどうするかという問題が実はありますから、こういった問題も含めて、こういった開発の手法があるのか、今、庁内で検討しております。その結果、市の負担というものもたぶん出てくる可能性もありますから、そういったものをトータルで考えて、さらにまた、権利者の意向もありますので、こういった形で進めていくのがいいのか。実は、今、中小企業支援センターからの補助をもらって、姿を書こうかということで進めています。そういったものも参考にしながら、権利者全体で今後の在り方を検討していこうと。問題は事業者をだれがやるかですから、その事業がある程度はつきりしないと、まだ前に進めません。そういうことを含めて、これからなんとか早く再々開発ができるように、市としてもそれに向けて取り組みたいと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩します。

休憩 午後2時49分

再開 午後3時10分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

高橋委員

次世代育成行動計画の背景と目的について

それでは、児童福祉費に関連しまして、2点ほどお伺いしたいと思います。

初めに、予算説明書112ページの一番上になりますけれども、次世代育成行動計画策定というのがあります。これについては、4定でも質問させていただきましたけれども、この計画の背景とそれから目的について、まず確認をさせていただきたいと思います。

(福祉) 児童家庭課長

この計画の目的ですが、15年7月16日に次世代育成支援対策推進法が成立し、公布をされております。この法律は、現在進行しております少子化に対して、国全体として、この少子化に歯止めをかけるために、どういう行政的な手だてをとっていかということが、この法律の中で位置づけられたわけです。実際といたしましては、地域行動計画の策定ということが、この法律の中で義務づけられております。平成17年度から10年間の計画年の中で前期5年間の行動計画、後期5年間の行動計画の策定という位置づけになっております。小樽市といたしましても、昨年この計画策定に係る策定委員会を庁内に設置をし、現在その作業を進めているところであります。

高橋委員

少子化問題について

国でたいへん問題になっておりますけれども、少子化が非常にこれからの将来にわたって問題になるといわれております。小樽市においても、未婚率が高いなど、いろいろ要因があるのかと思いますけれども、小樽市の少子化の現状の主な要因について、お願いしたいと思います。

(福祉) 児童家庭課長

少子化全体につきましては、私ども福祉部の所管だけの部分ではないかと思うのですが、やはり何よりも大きな要因としては、当然子どもを産み育てる年齢層の人口構成が減っているということが、一番大きな原因だろうと思っております。また、それぞれ世帯の中での子どもの数といいますが、産む数そのものも減っていったら、そういった中で現在、策定を進めております計画の位置づけとしては、子どもを産み育てる環境を整備してい

くといった内容が重点になろうかと考えております。

高橋委員

その現状をもう少し具体的に示していただけませんか。数値だとか、例えば、1家族で1.12でしたか、こういう数字とかがあるわけですが、今、もしなければ、後でもけっこうです。

(福祉) 児童家庭課長

統計的な数字になりますと、保健所なり、あるいは私どもも含めてですけれども、一定資料等を集め、その上で申し上げたいと思っております。

高橋委員

それで、少子化の対策ですけれども、非常にこれは難しいといわれていますけれども、現段階ではどのように考えられておりますか。

(福祉) 児童家庭課長

前段申し上げました、今現在、小樽市民の方、約1,800名を対象にしてアンケートをとっております。現在、回収しておりますが、その中でも子育てに対する考え方、そういった質問もありますので、その後、またアンケート結果としてお答えしていきたいと考えております。ただやはり、現状におきましても、子どもを育てていくということに対する不安といいますか、それは経済的な要件ですとか、あるいは昨今いろいろ言われています子育てについての悩みですとかも、核家族化の関係も含めて影響しているのかなというふうに思っております。

高橋委員

それで、計画を策定するに当たって、ワーキンググループをつくっているという話を伺いましたけれども、そのワーキンググループの人数、メンバー、それからどういう内容をやられているのか、説明をお願いいたします。

(福祉) 児童家庭課長

今回の行動計画策定に当たりましては、国の指針というのが発表されております。そして、その中にも行動計画の中に記載すべき項目ということが、明記されているわけですが、その中には、福祉部が所管いたします子育て対策事業はもとよりですが、学校教育あるいは公園道路、あるいは母子乳幼児の健康増進対策とたいへん多岐にわたっております。その関係で、小樽市の中でつくっておりますワーキンググループの中にも、福祉部、保健所、青少年女性室、商工課、財政、建築等々指針に盛られている項目を担当している各部で構成をしているところであります。

高橋委員

先ほどアンケートの話が出ましたけれども、アンケートの目的と、どういう内容なのか、いつまとめて、その結果を報告するのか、それをお願いいたします。

(福祉) 児童家庭課長

ゼロ歳から12歳まで、小学校6年生までの児童のいる家庭というのが、アンケートの対象になっております。一応、国のサンプリングの数等については、国の指針等も出ているわけですが、小樽市では、おおむね全体でいいますと、13.5パーセントのサンプリングを行っております。それで、ゼロ歳から小学校6年生まで、それぞれその年齢に応じて、アンケートを配布をしているという現状であります。実は、もう既に配布を終わっておりますが、小学生につきましては、市P連を通じてそれぞれ家庭に配布をします。それから、幼稚園、保育所、それからどこも利用されていない方という、それをそれぞれの年齢の比率に合わせまして、幼稚園なり保育所を利用している方は、それぞれの施設を通じて、どこも利用されていない方については、郵送でお送りして、今回回収をしているところであります。回収時期は、3月15日までという形にはしておりますが、先週の金曜日現在、全体の回収率では49.4パーセント、毎日何十通か回収されてきているものですから、最終的には6割近い回収率になるかなと考えております。

それから、内容なのですけれども、基本的には厚生労働省サイドのアンケートということで進めているものですから、小学生については、主に放課後児童クラブの利用状況、あるいは児童クラブについての要望、あるいは子どもが利用する社会教育施設の利用、そういった内容です。それから、乳幼児につきましては、もちろん、幼稚園、保育所に対する要望と、そのほか病後保育ですとか、病中保育ですとか、そういった日常生活の特異な要素とありますが、突発的に出てきたものに対して、どういったような対応をしているか、どういったことを望むかといった構造になっております。

高橋委員

結果の発表については。

(福祉)児童家庭課長

先ほど言いましたように、3月15日が集約ということにしております。もちろん、集約日を遅れてからも来る部分はあるかと思うのですけれども、できれば年度内にはこのアンケートの集計、集約をしていきたいと考えております。

高橋委員

結果は発表しないのですか。

(福祉)児童家庭課長

今、考えておりますのは、当然それぞれご協力いただいている団体にも通知をしていかなければならないと。あるいは機会を見まして、広報ですとか、市のホームページ等々の利用をしながら、そのアンケート結果の公表をしていきたいと考えております。

高橋委員

それで、この行動計画ですけれども、理論的なものになりがちであると思います。一つでも二つでも具体的に実のなるようなものを、それをぜひ要望したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(福祉)児童家庭課長

実は、今度の計画の内容につきましては、先ほど申し上げました国の指針にも述べられているのですが、具体的なその目標を数値として表せるものについては、その計画の中に数値目標を掲げるという内容になっております。なかなかその具体的な数値を出していくというのは、担当課としては難しい面もあるわけですけれども、現在行っておりますアンケート、それからもう一つの作業として進めております小樽市のエンゼルプランの中間総括も含めまして、できるだけ見てわかると思いますか、具体的な行動計画にしていくということで、検討を進めたいと考えております。

高橋委員

ぜひよろしくお願いします。

子ども発達支援センターについて

同じく112ページの真ん中ぐらいにありますけれども、(仮称)子ども発達支援センター整備費について、何点が質問をします。

まず、この子ども発達支援センターの中身、このセンターはどのようなものなのか、それから今までの経緯について、お知らせください。

(福祉)児童家庭課長

基本的には障害のある、あるいは障害があると思われる乳幼児を対象とした施設ということで考えております。現状、小樽市では、さくら学園、幼児ことばの教室、発達支援室の三つの施設があるわけですが、こういった障害別に施設を分けて運営するのではなく、センター化することによって療育事業、あるいは対市民との相談業務、あるいは道の特殊教育センター等々含めました関係機関との連携を総合窓口化として進めていきたいということか

ら、検討を進めているところであります。

現在、保護者との話し合い等々を進めておりますが、7月1日オープンといったことをめどに、現在、準備を進めております。もちろん、このことはさくら学園の民間委託との関連で進めておりますが、今回の予算につきましては、7月1日オープンということになれば、当然前段で場所を予定しております教育委員会庁舎の1階の改修が伴いますので、その部分の予算計上をさせていただいているということでもあります。

高橋委員

それで、この支援センターですけれども、スタッフの人数、それからどういう資格者が必要なのか、お知らせください。

(福祉) 児童家庭課長

まず、スタッフの要件ですが、児童デイサービス施設ということで想定をしております。この児童デイサービス施設の配置人員の要件は、厚生労働省が定めております。その中では、この施設というのは、保育所と違まして、利用される方が毎日来るという施設ではありません。例えば、週に1回ですとか、月に2回ですとか、その施設と利用者が契約を結んで利用するということになるものですから、その定員のとらえ方が1日当たりの利用人数、単位利用の人数と言っているのですが、これがまず数字のベースになります。厚生労働省の基準では、1日当たりの利用人数の15名までについて、配置人員は2名、5名増えるごとに1名ずつという基準になっております。それから、今現在、センターへの配置を考えている人員は、全体で10名ほどというふうに考えております。指導員としては、児童指導員、言語指導員、理学療法士、保育士、その他専門職で構成していきたいと考えております。

高橋委員

このほかに考えられる資格として、看護師ですとか、小児科医、保健師、そういうメンバーはどのようになっていますか。

(福祉) 児童家庭課長

年に何回か相談室というものを設けております。これは今のさくら学園でもやっていますけれども、そういった中には療育センターの医師ですとか、そういった関係の方にも来ていただいて、その相談に応じていただいております。もちろん、小樽市の機関であります保健所の健診業務等との連携等も考えていかなければならないと思っております。また、道内にこういった施設は数多くございますけれども、他の専門職としては、例えば、作業療法士ですとか、それから児童を対象にできる臨床心理士ですとか、そういった職種の方々の必要性と申しますか、需要が求められる施設かなと考えております。

高橋委員

子どもたちがここに来る、予定されている人数は、どのぐらいになりますか。

(福祉) 児童家庭課長

先ほど言いました三つの施設を統合してということで考えております。それで、子ども発達支援室、福祉センターの中にあります肢体の訓練を中心とした施設ですけれども、今現在、そこに通われている子どもは23名です。それから、幼児ことばの教室につきましては、たしか今36名ほどだったと思うのですが、小学校に上がる子どもが今度幼児ことばの教室に行きますので、4月当初では20名ちょっとぐらいになるかなと考えております。もちろん、その後、いろいろな形での相談、あるいは契約を結んで通われる子どもも出てくるだろうと考えています。

高橋委員

それで、今日たまたま市民クラブからこの発達支援センターの資料要求がありまして、図面が出ております。私も事前に見させていただきましたけれども、これに関連して何点かお聞きをしたいと思っております。

まず、この平面計画をされたのはいつからですか。

(福祉) 児童家庭課長

実は、この議論自体は平成15年6月ぐらいから部内調整等々をやって、その後、それぞれの保護者との話し合いも進めながらしております。ですから、今日お出ししている改修に係る図面、基本的にはこういったような施設整備をしていかなければならないと考えておりますが、今現在もそれぞれ保護者からの利用についての要望等もお聞きしておりますので、それも加味しながら、進めていきたいというふうに考えております。

高橋委員

いつから計画されたかを聞いています。

(福祉) 児童家庭課長

このセンターの計画そのものは、部内協議という形では15年6月ぐらいからの具体的な計画に入っております。ただ、それ以前から、小樽市にある乳幼児の療育施設の連携、一元化については、さまざまな場面で要望等も出されてきた経緯がございます。

高橋委員

それと、図面の方ですけれども、廊下を挟んで上がプレールーム1、それから指導室といった形、それから廊下を挟んで反対側、下の方ですけれども、プレールーム2、それから指導室、2種類あるわけですけれども、この使い区分といいますか、使い分けはどのようにされるのですか。

(福祉) 児童家庭課長

まず、乳幼児のさまざまな形での療育指導の方法というのがあるのですけれども、どうしても2歳、3歳、4歳といった年齢の子どもでありますから、こういった療育機関では、まず遊びながらいろいろ指導するというところで、集団指導と言っているのですけれども、プレールームというものがまず必要になります。そのほか、子どもに担当者が個別で指導するという形での個別指導、大きく分けて、この集団指導、個別指導、それといろいろな形で来られる相談業務ということが、主な授業になっていこうと考えております。

その意味で、プレールームは、1と2という形でつくっておりますけれども、その子どもの状況、状態、あるいは年齢に応じて幾つかのグループに分けて集団指導をするという、そういった場面も出てきますので、大きいプレールームとサブ的なプレールームということで、二つ考えております。それから、今日配付した図面の中に、指導室あるいは相談室、談話室という形で幾つかの小さい部屋を予定しております。ただ、これ自体は、実は言語指導につきましては、現在、使っている稲穂小学校も利用してやっていこうということで考えておりますので、具体的な個別指導の在り方を含めまして、この個別指導の部屋、間仕切り等については、今後なお検討していかなければならないというふうに考えております。

高橋委員

今のお話ですと、端的に言うと、年齢構成で大きく分けるといってらえ方でよろしいですか。

(福祉) 児童家庭課長

年齢構成の部分もございまして、それからもう一つの軸としては、その子どもが持っている障害と言えるかどうか、その子どもの状況によっても、やはりそのグループ分けというのは、していかなければならないだろうと思っております。

高橋委員

それで、この内訳書の下の方の米印のところですけれども、一番下に、子どもの言葉の指導は稲穂小学校施設の利用を予定しており、センターの指導室の配置を変更する場合があると書かれておりますけれども、これはどういう意味なのですか。

(福祉) 児童家庭課長

当初、私どもの計画といたしましては、稲穂小学校の幼児ことばの教室もすべてこのセンターに集約をしていくということで進めておりました。ご承知のとおり、第4回定例会に向けて、陳情、それから市にも交通の便ある

いは施設の状況を含めて、稲穂小学校での現状の指導も引き続き要望するということで要望等が出されておりました。私どももデイサービス事業という形で立ち上げる場合、道との協議等もございまして、若干検討を重ねてきたわけですが、現状の中では、その希望に応じて、稲穂小学校での指導も可能だということになっております。そうした場合に、見方としては、現状、稲穂小学校を利用されている子どもは、そのまま稲穂小学校で指導を受ける可能性が高いということが想定されますので、今日提出をしております図面の相談室、指導室というものを幾つつくっていくか、こういった施設設備が必要なのか、その辺をもう少し検討していきたいというふうに考えております。

高橋委員

確認しますけれども、稲穂小学校に開設されていることばの教室を、将来的にここに全部統合するということではないということで、受け止めてよろしいですか。

(福祉) 児童家庭課長

申込みを受ける段階で、どちらの場所の指導を要望されるか、保護者に確認をして、その希望に沿った形で指導場所を決めていきたいと考えておりますので、両方の施設を使って進めていきたいというふうに思っております。

高橋委員

それで、先ほどの稲穂小学校と併設していることばの教室というのは、非常に建設当時から、相当打合せをされて、すばらしい施設をつくったと、他都市からもすごく視察に来て、参考にしていると伺っております。そういう意味で、せっかく今度は支援センターをつくるわけですから、スタッフの方々、それから保護者の方々を含めて、じゅうぶん打合せをして、なるほどいいものができたというふうに言われなければ、意味がないわけです。ですから、時間がないだとか、予算がないだとか、そういうのはまた別にして、しっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

(福祉) 児童家庭課長

第4回定例会の段階でも、それぞれこの支援センターの開設に当たってはご意見をいただきました。私どももそれも踏まえまして、年明けに、またそれぞれの施設を利用されている保護者の方々との話し合いを重ねております。そういった中でも、いろいろな要望、あるいは稲穂小学校を利用して今後も継続していくといったことも答えながら進めているところでありますので、今後も7月1日に一応の立ち上げのめどをつけておりますが、それに向けてさらに話し合いを継続して、こたえられる要望についてはこたえていこうと考えております。

高橋委員

最後にもう一点、施設ができた後からも、きちんと相談窓口を設けていただいて、的確に対応していただきたいということを強く要望しますけれども、いかがでしょうか。

(福祉) 児童家庭課長

この3施設等もそれぞれ20年、30年と歴史のある施設であります。これを統合化するというの中では、現状で想定できないいろいろなことも起きてくるということも考えておりますので、こうなったからこう固めるということではなくて、市としても、その新しい施設ができるだけ乳幼児の療育というものを、前向きに進めていけるようなものとして位置づけたいと思っておりますので、いろいろな機会を通じて、利用者の方々のご意見をお伺いしながら進めていきたいというふうに考えております。

斉藤(陽)委員

21世紀プランについて

まず、一般質問に関連をしまして、本市総合計画21世紀プランの第3次の実施計画につきまして、1点だけ確認をさせていただきたいと思っております。

今議会に報告の予定ということですので、内容的にはその後でいいと思うのですけれども、確認なのですけれども、今、非常に本市の財政状況が厳しいという中で、この21世紀プランの本体に盛られている内容を、早急にどんどん実現していくというのは、どれもこれもというのは非常に難しいということが予想されます。その中で、どのようなものを優先する、あるいはどういうものは多少後回しといいますか、後日ということにする、そういった取捨選択といいますか、そういう方針、あるいは基準の基本的な考え方というものを確認させていただきたいと思えます。

(企画) 福井主幹

21世紀プランの第3次実施計画の考え方といいますか、策定の趣旨でございますけれども、委員ご指摘のとおり本市の財政状況は、市税収入の落ち込みや地方交付税の減少など、危機的な状況であります。このような厳しい状況背景から、第3次実施計画は限られた財源を効率的に運用しながら、第2次実施計画に引き続き、小樽市総合計画の基本計画に示した施策の進め方や事業の実施年度、予算規模を分野ごとに明らかにして、少子高齢化対策、経済活性化などの諸課題を解決、魅力ある活力あふれるまちづくりを目指すことを目的として、策定していくこととしております。

今回の事業というのは、第2次実施計画策定時に比べて、第2次実施計画は492事業ございましたけれども、だいたい420前後の85.6パーセントぐらいになろうかと思えますし、事業計画費で申しますと、21世紀プランの当初は550億円少しでございましたけれども、これのだいたい60数パーセントぐらいになるという、今日の財政状況を反映したものとなっております。

斉藤(陽)委員

もう少し分野別といいますか、内容別に考え方をどういう分野には力を入れなければならない、あるいはこういうところは我慢するという、もうちょっとめり張りのきいた考え方をお示しいただければと思います。

(企画) 福井主幹

今、策定中でございますけれども、かなり落ちた部分としては、建設事業費関係はかなり落ちてございます。それから、先ほど言いました少子高齢化ということで、子育て支援の部分がどちらかというと厚くなっているような状況でございます。

斉藤(陽)委員

わかりました。

続きまして、雇用問題について一般質問に関連しますけれども、基本的なことからお伺いをしてみたいと思えます。

求職者の現状について

まず、求職者、仕事を求める人たちの現状ですが、求職者数とその年代別内訳、それから離職前の職種あるいは業種を、また就業を希望する職種、業種、その年代別内訳等、わかりましたらお示しいただきたいと思えます。

(経済) 商業労政課長

求職者の現状について何点かお尋ねがありましたけれども、ハローワークおたるの雇用・失業情勢、平成16年1月末現在で申し上げますと、月間有効求職者数は3,801名となっております。この年齢別の内訳についてでありますけれども、19歳以下が125名、20歳から29歳まで1,002名、30歳から39歳まで831名、40歳から49歳まで632名、50歳から59歳まで876名、60歳から64歳まで272名、65歳以上につきましては61名となっております。

それで、離職前の業種につきましては、ハローワークで求職前の前職について、資料をつくっては把握していないということなので、そういった内容については、お答えはできません。

それで、希望する職種なのですけれども、主な職種につきまして、多い順番で申し上げますと、製造工、労務職などで1,314名、事務職は818名、技術者、看護師、保育士で470名、営業員、販売員など436名、それとサービス業

ということで、この職種につきましては、美容師、調理人、ホームヘルパー、ビルや駐車場などの管理人、接客係なども含むのですけれども345名となっております。こういった職種を希望している方の年齢別につきましては、資料は把握しておりません。

斉藤(陽)委員

今、離職前の業種については、ハローワークが把握をされていないということなのですけれども、できればこういった部分についても、いろいろな前職調査はできないにしても、サンプリングであったとしても、市として小樽市の仕事としてある程度押さえておく、そういった努力は必要ではないかと思えます。今、伺った中で、製造が1,314ということで一番多かったのですが、その中身と申しますか、製造の業種についてはわかりませんか。

(経済)商業労政課長

製造の関係なのですけれども、いわゆる製造工ということと、重機オペレーター、ボイラー、製造員、そういった感じの労務職と分類がされております。それで、製造の中でも、食料品、衣類、木製品、プラスチック、金属製品といった分類がされております。

斉藤(陽)委員

どうも具体的な製造業の中の分野別というのがよくわからないのですけれども、それでは、求人数の方に移りたいと思えます。今、求職者の現状ということでお聞きしました。今度は、企業の方からの求人の実態ということで、求人数と、それから求職者1人当たりの求人数、有効求人倍率、そういった部分、それから、それぞれの業種、職種別の求人数というのを示してください。

(経済)商業労政課長

有効求人倍率につきましては、全体で0.41倍となっております。それで、職種別の求人倍率の中で、サービス業につきましては1.12という形で、1パーセントを超えております。それで、1パーセントを超えている職種といたしましては、警備員だとかの守衛の関係で、これも1.13となっております。それと、有効求人倍率が高い面で行きますと、技術者、看護師、保育士の関係で0.73パーセント、営業員、販売員の関係では0.58、低いものでは先ほども申し上げました製造工の関係では0.23パーセント、事務職の関係では0.16パーセントとなっております。それで、職種別に求人が多い順で申し上げますと、サービス業につきましては383人、技術者、看護師、保育士につきましては341人、製造工、労務職等については299人と、それと営業員、販売員については255名となっております。

斉藤(陽)委員

今の求人の多い順ということで、言っていただいたのですけれども、この求人の年代別の割合というか、求人倍率というのわかりますか。

(経済)商業労政課長

年代別の求人倍率なのですけれども、一番高いもので申し上げますと、19歳以下につきましては0.94パーセント、次に高いのが30歳から39歳で0.55パーセント、その次が20歳から29歳までで0.48パーセントです。一番低い層が60歳から64歳までで0.12パーセント、その次に低いのが50歳から59歳までで0.17パーセント。先ほど全体では0.41パーセントで、こういった経済情勢の中で、なかなか求職倍率は上がらないという状況になっております。

斉藤(陽)委員

50歳から59歳のいわゆる中高年齢層というところの有効求人倍率、0.17倍という、非常に厳しい現状があるわけなのですけれども、この求職者といわゆる求人のバランスが、けっきょく現実にはうまくいっていないということになるわけなのですけれども、その求職の多いところと、求人の多いところ、この状況、アンバランス状態といえますか、そういった部分について、特徴的な部分をお示しいただければと思います。

(経済)商業労政課長

いわゆる求人と求職のバランスの関係だと思うのですけれども、先ほども申し上げましたとおり、サービス業だ

とか、警備員、守衛関係につきましては、求人倍率が1パーセントを超えているということで、余っているという状況にはあります。ただ、一方製造工、重機オペレーター、ボイラーといった労務関係につきましては、0.23パーセントということで、1,314人が求職している中で299しか求人がないという状況になっております。事務職についても0.14ということで非常に低い状況になっております。そういった現状で、これが小樽市の特徴なのかどうかというのは、これはたまたま16年1月末現在の状況なものですから、これが毎月報告されているものについては、分析を今しておりませんので、分析の中で特徴的なものが出てくるのかなということで、今度そういったものを調査をしてみたいというふうには考えております。

斉藤(陽)委員

どうもこういった本市の求職、求人の実態というものが、なかなか今お示しいただいた統計資料等でわかりづらいと。これは国レベルで統一的な枠組みがあって、それで調査されているのだと思うのですが、いわゆるハローワークが国の機関としてこういう調査をされていると思うのですが、どうも地元の感覚といいますか、小樽市の実情をうまくとらえているのかという疑問が生じます。基本的に大事な部分だと思うのですが、お伺いしたいのですが、いわゆる地域雇用、今回も一般質問でも緊急地域雇用創出の特別対策事業ということで質問をさせていただいたわけですが、都道府県から枠が来るわけですが、市町村の施策があります。この職業紹介という部分では、ハローワークがいわゆる国の機関として小樽市だけではなくて、後志管内、余市ですとか、そういった部分も含めて、北後志広域を範囲としてこの職業紹介という部分の仕事がされているという部分で、どうも雇用政策といいますか、部分に対する総合的な雇用対策、あるいは雇用創出政策、こういったものがなかなか国と市町村というレベルで打ち出しにくいのではないかと。あるいは情報の連携といいますか、そういった部分でもう一步踏み込んだ対策が打ちづらいのではないかと、そういう危ぐを抱くのですが、この点についてはいづらいかもわからないのですが、どんな感想をお持ちですか。

(経済)商業労政課長

国及び道とも連携しながら、小樽市の雇用対策といたしましては、新規高卒者の就職促進対策として企業見学会だとか、ジョブガイダンス、インターンシップだとか、就職ガイダンス、出前セミナー等、いろいろ実施しております。それとあと、就職先の開拓関係ということで、これらにつきましては、ハローワーク北海道と市が連名で、管内約600社に対して年3回ほど、雇用促進のお願いの文書を差し上げている、そういった状況にあります。

また、一般就職促進対策といたしましては、雇用相談の窓口を開設したり、先ほど委員からご指摘がありました緊急地域雇用創出特別対策推進事業の活用とか、雇用予定のアンケート調査など、これらはハローワーク並びに北海道、それと関係企業と連携しながら実施している中で、小樽市独自の施策としてやるというのはなかなか大変な状況なのですが、他都市の状況等を調べながら、今後そういったことができるか、検討してみたいと考えております。

斉藤(陽)委員

この雇用創出という観点からの産業政策というか、そういった部分も自動的にぜひ検討いただきたいと思います。

高齢者職業相談室について

もう一点、高齢者の就業相談窓口というのが市役所に設けられてしばらくたつのですが、この利用状況、どのような方が何人ぐらい利用されているか、そういった部分でわかりましたら、お願いします。

(経済)商業労政課長

高齢者職業相談室の利用状況なのですが、15年6月から市役所の1階に、以前は産業会館の1階にございました。15年12月末現在の職業相談件数につきましては、5,249件となっております。それで、ちなみに13年につきましては2,314件、14年につきましては4,023件、こちらの方に移転された経過もあると思うのですが、かなり相談件数は増えております。それとあと、職業の紹介実績なのですが、これにつきましても、611件

ほど職業紹介をしているところであります。年齢別につきましては、高齢者職業相談者といいながらも、相談に来られた方には対応するというので、54歳未満につきましては341名、55歳から59歳につきましては146名、60歳以上につきましては124名、合計で611名それぞれ職業紹介をしたと聞いております。男女別なのですが、男性の方が287名、女性が324名と聞いております。

斉藤(陽)委員

女性の方が多いと思ったら、意外ですけども。

事業主への新分野への支援について

雇用状況の改善という部分では、事業主の方への創業、あるいは新分野への進出の支援という部分も、非常に大事だと思いますが、本市のこの部分についての施策の現状をお知らせください。

(経済)産業振興課長

本市の事業主に关しましての新分野を創出するのですとか、そういう部分での支援のことについてであります。実際には事業主の皆さんが新分野に進出するといった場合の事例についてでありますけれども、やはり地場の企業の皆さんが、現在は異業種交流、又は共同研究開発という形で福祉機器開発を行いましたり、また環境に配慮しました暖房機器のシステム開発を行ったりしています。そちらにつきましては、以前は平成8年から進めていました共同研究開発助成ですとか、又は現在市では行われていませんが、道をはじめとして国でも支援制度がありますので、その部分をじゅうぶん利用していただくことと、やはり何といたしまして、専門の方を紹介して、より高度な技術を身につけていただくということになるかと思ひます。その部分では、既存の企業の皆様に公的機関をはじめとしまして、高度な技術、情報を身につけられるような形での場をつくらせていただいて、支援協力体制を現在とらせていただいてあります。

斉藤(陽)委員

昨年でしたか、産業会館のところに新しいそういうブースができて、その部分についてはいかがでしょうか。

(経済)産業振興課長

まち育て情報センターということで、平成13年8月に創業させていただきましたが、そのときにIT関係を含めまして、ぜひ企業の皆さんがITを活用されて、じゅうぶんその中で経営を推進されていくということで、まち育て情報センターの中にIT企業3社をつくらせていただきました。その皆様からの協力をいただきながら、平成13年8月以降から50以上に及びます経営のためのITを活用したことですとか、又は創業も含めて勉強会、又は研修会を行わせていただきまして、誘致させていただきました企業はもちろんのこと、地場の企業の皆さんに有益な情報ということで、その後つくらせていただきまして、NTT1階でありますけれども、あの場につくらせていただいて、そこで研修制度を含めて、開催させていただいてきたところでございます。

斉藤(陽)委員

この部分で雇用創出という観点から、どういう貢献があったのかというか、どう役に立ったかという部分については、いかがでしょうか。

(経済)産業振興課長

まち育て情報センターに关しましては、平成13年8月に入らせていただきました企業と、その間2年間なのですが、活動を続けていただきまして、そのうちから1社なのですが、地元の企業ということで、法人化をいたしまして、現在2名で実践しております。事業展開されてあります。なかなかその中の雇用ということに关しましては、それほど大きな効果があったかといひますと、そこまでは言えないかもしれませんが、現在も地元の企業と一緒にあって、データ放送といひますか、IT関係での販路開拓というものはじめとしまして、協力体制をとっていただきまして、地元のよい地場製品をしっかりと支援するというので、体制を組んでいただいております。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

武井委員

私は、代表質問に対する市長答弁を、基本的には理解をするということで、以下、確認を含めて質問をさせていただきます。

新しい財政健全化計画について

まず、新しい財政健全化計画の策定についてでございます。私はこれは2定のころかという質問をいたしました。しかし、それに対して市長は、国の三位一体改革の全体像が先送りされて、いまだに今後の影響が見えない。したがって、財政健全化を繰上げ、練り直す必要があり、今議会の提出は見送らざるをえなくなったと。したがって、三位一体改革の状況を把握した上で、できるだけ早い時期に新たな財政健全化計画を策定したいと、こうご答弁いただきました。ここで確認しておきたいのですが、できるだけ早い時期、これは私が言う2定のころまでというのと、どう違うのか、それが一つ。

二つ目は、新しい財政健全化計画を策定したいということです。この新しいというのは、これは新しいのがあれば古いのもあるわけですが、この古いというのは、1定前にいろいろと説明されたり、論議された経緯がありますが、これらのことを古いと解釈して、それとかわるもの、新しいものと理解していいのかどうか。以上2点について。

(財政) 財政課長

新しい財政健全化計画についてのお尋ねですが、まず最初の時期の件でございます。2定までどうかということでございますが、三位一体改革については、去年は6月に経済財政諮問会議が、この基本方針2003を出した後、具体的に16年度がどういう姿になるかというものが、年末の国の予算編成までずれ込みました。また、6月の経済財政諮問会議では全体像も見えるのではないかとということで、地方は注視していたわけですが、16年度の姿は出したものの、17年度、18年度の具体的な工程表とか、何をどのようにやるという内容と規模がまだ示されないままでございます。今年も、今、経済財政諮問会議で議論はされているところですが、報道によりますと、今回の参議院選挙を見据えて、その前に出せるのか出せないのか、その辺も不明確ということでございますので、2定の前にそれらがわかるかどうか、これは今、不明としか言いようがございません。それらが出て、全体の大まかな姿でも見えないと、なかなか一般財源の運用を見込めないものですから、それらを見定めなければならない。そういうことで、今、時期を見て、前・後ろなかなか見ることはできないということでございます。

それと、古い計画と新しい計画ということでございますが、現在、我々が持っている計画は、平成12年11月につくりまして、その後、13年3月、14年3月と収支の試算をし直したものがございます。この計画自体は、目標としては実質3年の収支の均衡と、経常収支比率を90パーセントを下回る、この二つの目標を掲げているものですが、収支の見込みがこれから変わっていきます。それと、今、赤字予算を組まなければならないという状況の中では、その赤字予算をどのように解消していったら、財政再建団体の転落を避けるのか。その辺のめどと目標をもう一度見直してつくる必要があると、こういうことでございます。

武井委員

そういたしますと、2点目の再質問なのですけれども、新しい財政健全化計画ということは、主に取り上げれば、どこが違うのですか。

(財政) 財政課長

ただいまも申しましたとおり、今までの健全化計画は今後の収支がこのままどうなりますよという形で、言ってみれば、改善した後の収支は示しておりません。ただ、今、我々が考えておりますのは、改善後の収支もでき

れば示したい。その改善後の収支が財政再建団体の転落ライン、だいたい今、60億円から65億円の間ぐらいかと思いますが、その辺をクリアできるような形、できればそれを示したい。ただ、15年の夏に示しましたそのグラフをそれが今回の予算編成をして、収支のうちの地方交付税等の収入が非常に悪くなったものですから、去年の夏に示したグラフのようなものが、今、示せる形にはなっていない。それで、もう一度練り直しが必要だと、そういうことでございます。

武井委員

管理職削減に見合う一般職のスリム化について

次の問題ですが、管理職17名の削減に見合う一般職のスリム化についてお尋ねいたしました。ところが、そのご答弁の中で、一般職は管理職の削減数に直接関連することではないと。しかし、個々の部、課で業務委託や嘱託などを進めており、若干の削減はあるものと考えますと、こういう答弁です。

私はここで二つ意見があるのですが、一つは直接関係がないということについて、意見が違うものです。管理者がいなくなった関係上、課長だとか、部長だとかがいなくなった関係上、それぞれの部、課で業務委託だとか、嘱託だとかをやるのではない。もちろん、いてもやれるところはやっているかもしれません。これはわかっていますが、こういうふう大きく17名も削減されるということが、当然この委託あるいは嘱託を促進させる。そのために職員が減るということが、若干と言っていますけれども、私はこれは相当影響があるはずだと思います。ところが答弁は影響はないと言っている。これを私が理解できないのが一つ。

二つ目は、この新年度に、これらの17名が減った新しい体制がスタートするのだろうと、私は思います。したがって、この新年度から、もう新年度と言ったって、足音が聞こえるところに迫ってきていますが、したがって、これが終われば、すぐにこの体制になっていくとすれば、私は若干名の一般職が減るとということについては、ちょっと理解ができません。もうはっきりとした数字が出ているのではないかと、私はそう思うのですけれども、予想されるそういう影響が若干あるというのですから、それらがもう答えが出ていると思いますので、それらをお示しください。

(総務)職員課長

ご指摘のとおり、課長、次長、部長職で17名の削減をするということで、確かに部の統合、課の統合の中で実際には係長ポスト、八つほど削減になっています。ただし、係長以下というのは、これまでの業務を支えている部分ということで、この八つの部分については、例えば一般職、係員を増やすとか、そういう形での振替になっています。それから、嘱託化、それから業務の見直しの中で、確かに5名程度職員数の削減になったかと思えます。二つ合わせると12名ぐらいなのですけれども、先ほど申し上げましたとおり、係で現場の仕事をこなしているという関係で、係長は減らしていても、例えば係員を増やしております。それから、新たに逆に課長職を減らしているの、そのサポートで係長職を増やすというような内容で、だいたいそういう者が10名程度考えられます。今の時点で単純に差し引かれると、13名から14名いますので、3名程度の削減になろうかと思えます。ただ、現在、委員がおっしゃられるとおり、4月1日に向けての職員配置の調整中ということで、だいたいプラスマイナスゼロぐらいになるのではないかとこのように思います。

武井委員

係長、課長の関係もあって3名ぐらい影響を受けるのではないかとこのように、私は受け取りました。

グループ制について

そこで、これらのために、グループ制の導入というのを考えたのかなと、私は今、そう思うのですけれども、したがって、そのグループ制の導入について触れてみたいと思います。

グループ制を導入した場合に、それに関係する係だとかが減らされてグループ制、一つの課を二つの係、係が減らされてグループ制の導入する。こういうふうには、私はグループ制の導入について認識しているのですが、これで

よろしいですか。

(総務) 田中主幹

今回の組織の見直しにつきましては、部全体の見直しのほか、どのようにすれば効率的な体制がとれるかということで、各部で議論いたしました。その中でグループ制の導入という形ですが、簡単に言いますと、課には今、係等ございますけれども、そういう係制を廃止して、課の業務を柔軟に対応するような形で、グループを幾つか組む場合もありますし、そういうように効率的に業務をこなせるために、一部試行的な意味もございますけれども、そういう形で、例えば係が二つ、三つあったところを、係制を廃止して、課の業務とすると。そういう形で縦割りの係を廃止して、業務を効率的にしたいと。そういう形でグループ制の導入を今回考えているところでございます。

武井委員

そこで、グループ制を、今おっしゃったような方法で導入した場合、職員の業務量について、掌握していきたいという市長答弁もありました。この個々の職員のそうした場合の業務量の把握なんていうのは、具体的にどうできるのかと。そこのところは非常に一番大事なところだと思うのです。Aという人が1という仕事なのに、Bという人は2の仕事、Cという人は3の仕事、そういう業務量をどう把握しようとしているのか。言葉では言うけれども、非常に私は難しいと思う。そういうことが不協和音に発展しないかと、私は質問しているわけですが、これらの把握の仕方。例えば、どういうふうに関々の業務量を把握しようとしているのか、お答えください。

(総務) 田中主幹

個々の職員の業務量の把握につきましては、グループ制の導入に限りませんで、現在の形でもそれぞれ職員の日常の勤務状況とか、時間外勤務の状況を日常から職場のコミュニケーションといいますか、そういうものは重要だと思っていますので、そのような中で、管理職等も含めて、把握しておかなければならないです。ただ、今回グループ制という形で係というものが外れますので、それで業務の平準化といいますか、業務をかわった形でやる場合もありますので、そのようなときには今までより以上に、個々の職員の負担に逆にならないようにですとか、平準化ですとか、そういうものをいっそう管理職も含め、職員もみずからの責任の部分も含めて、かなり意識を持ってやっていかなければ、なかなか難しい面もあるというふうに考えています。

武井委員

恐らくこのことによって、職員の中に非常に仕事に向かってまい進する人、ある人はまた途中でくじける人が出てくるのではないかと私は懸念しているのです。したがって、ぜひとも係がなくなるところもあるのですから、今までの係の場合はだいたい自分の仕事の範囲というものは決まっていますけれども、これらが今度は一緒になるといときには、やはりこれらの業務量の把握というのは難しいと思いますので、そこはひとつ課長をはじめ、部長の手腕を発揮できる大きな内容だだと思いますので、ぜひともそこへ向けての努力を怠らないようにしてほしいと、こう思いますが、総務部長、いかがですか。

総務部長

グループ制導入というのは、先ほど主幹も説明しましたように、基本的にはそこを所管する管理職がきちんと業務をとらえていないと、なかなかスムーズにいかないと思っています。それで、今、ご指摘は受けましたけれども、当然管理職、それから職員、全体がきちんと業務をどう進めるかということで議論をして、一般市民の方に迷惑がかからないように、進めていけるようにいろいろと話していきたいと思っています。

武井委員

今、部長が答弁したことに、私は触れようと思ったのですが、グループ制をしいたことによって、窓口、フロント、市民へのサービス、どうしても分野がわからなくなってきて、怠らないとは思いますが、ぜひともそのところを注意をしていただきたいと思います。

あわせて、私がこのグループ制の導入を滞納対策に利用してはどうかと、こういう質問に対して、市長は17年度

以降に検討したいというご答弁をいただきました。私は、この未済額などを含めて32億4,000万円もあるわけです。こういうようなお金は、17年度に入ってから検討だなんて言わないで、これだけ今苦しい市の財政ですから、一日も早い導入がいいのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

総務部長

税のところ、それからその他のところで未済があるということは、市長が議会で答弁したとおりでございます。それで、基本的には組織等の見直しというのは、16年度が一応終わった時点で進めようという形で、17年度以降にまた見直しと、こういう流れで行っているわけですが、今、その未済の関連については、こういう状況ですから、少しでも収納するといいますか、そういうことをしていかなければなりませんので、今、どういう形になるかということは具体的に申し上げられませんが、16年度に向けて、今、そういう体制を組めるかどうか、それを現在検討しておりますので、4月1日からなるのか、途中からなるのかということは、今申し上げられませんが、いずれにしてもそういう体制を何らかの形でつくらなければならないと思っておりますので、今、それを検討しているということでございますので、ご理解願います。

武井委員

よろしくひとつそういう方向で、まっしぐらに進んでください。

改正ソーラス条約について

次に、改正ソーラス条約について。まず、私が質問した中で、どうも言葉の歯切れが悪いのです。恐らくは、これは別に与党の代議士がいたら、こういうことにならないのかどうかいずれにしても、

(「山田市長は与党でないのか」と呼ぶ者あり)

それは後ほどきちんと整理したいと思っておりますが、いずれにしても、まだランニングコストが明らかではない。だから、どうしても答弁がみんなある程度で、しにくいのだろうと思いますが、7月1日以降の施設の維持管理、あるいは運営について、運営にかかわる経費、これについては基本的には管理者が負担するのだと、こう答弁しました。ところが、一方では、例えばゲートの人件費あるいは塩害問題、電気代、あるいは予算の見通しは2定の補正予算の中でやるのだろうと思っておりますけれども、いったい見積りができるのかどうか。今のところ、ゲートとフェンスさえつくっておけば、国は認めるのだと、こういう答弁ですが、これは果たしてこういうようなもので、ランニングコストなどの積算が不明確なところがあるのですが、これでいったい予算ができるのか、見積もろうにも見積もることができるのかどうか、このあたりからひとつ、ご答弁ください。

(港湾) 港政課長

ソーラス条約に伴う施設の維持管理費ということでございますけれども、代表質問でも答弁させていただきましたけれども、今、とりあえず、フェンス、ゲートの設置、場所、それからゲートの数を確定させる作業をしております。まずその辺を確定させなければ、管理方法、それからその管理にかかわる経費等についても、なかなか積算ができないということで、まだ具体的な数字をお示しできるような状態にはなってございません。あと、カメラ、照明器具につきましては、7月以降に設置をしていく方向で、今考えてございますけれども、とりあえず、今、出入りの管理、その辺のゲートの管理をどのような形ですか、これは人の配置ということも伴うものですから、最も大きな経費として、比重が大きなものになってくると考えてございます。その辺を固める作業を、徐々にやっているところでございますので、あとはそれも含めて、カメラ、それからその電気代あと施設の維持・管理のことにつきましても、できるだけ早い時期に額を積算して、予算を上げるような形にしていきたいというふうに考えてございます。

武井委員

ランニングコストと、もう一つ大きな問題が保安対策の問題なのです。保安対策の基本であるフェンスとゲートの問題、これは7月1日までに設置するという方針は港湾部では考えているようですが、第3号ふ頭のように、市

独自が今までまちづくりの中で方向性を出している。こういうものを出していながら、その後に来て、ゲートをつくれ、いや、フェンスを回せ、こういう問題が出てくると、市が計画したそういうまちづくりを変更せざるをえない、こういうような問題さえ出てくるわけです。では、具体的に例えば市民が釣りをしたいと、こういうときに第3号ふ頭のゲートを開けるのですか、通すのですか、この人たちをボイコットするのですか、こういう問題さえ出てくるわけです。ですから、これらについての考え方、難しいとは思いますが、今、予想されることを答弁してください。

(港湾)港政課長

ソーラスの保安対策と港の親水性との整合性ということだと思いますけれども、実際、第3号ふ頭につきましては、いまだに物流機能がたくさん残っておりまして、外国の貨物船がけっこう頻繁に入るといってもございまして、一応ソーラスの対象ということで、フェンスを設けて、制限区域を設定するという形になります。そうしますと、原則として、制限区域には釣り人を含めて一般の市民は立ち入りができなくなるというのが基本でございます。釣り人等につきましては、ソーラス対象でないふ頭もございまして、そういうところでやっていただくことと思っておりますけれども、第3号ふ頭につきましては、その親水空間として将来期待されている場所でもございまして、また、現在でも潮まつりや各イベントなどがけっこう開かれる機会が多いことがございまして、あまり四角四面に考えずに、できる範囲で柔軟な立ち入りの対応を検討していきたいというふうに考えてございます。

武井委員

ここは、委員会での発言ですから、注意してしゃべってくださいよ。後でできなかった、そんなことを言ったっけと言わないように。

それで、今のところは、何とか大目に見たいという趣旨の発言のように受け取りましたが、市民の憩いの場所までテロ対策に、しかもそれが1年に1回か2回の関係の船のために、市民までボイコットするとするというのは、私はどうかと思うのです。ですから、ぜひとも、こういう問題を重要視してやってほしいと思います。

石狩湾新港におけるソーラス条約の負担について

それから、石狩湾新港のランニングコスト、三者の管理者がいるわけですが、これはどういう配分で負担する考え方ですか。

(港湾)港政課長

石狩湾新港のソーラスの負担でございますけれども、ソーラスの事業費につきましては、ハード整備でございますけれども、小樽港と同じように3分の2が国の負担、3分の1が管理者の負担となります。石狩湾新港の各母体の負担ということでございまして、その管理者の負担分の3分の1につきましては、そのうちの3分の2を北海道が負担、それから小樽市と石狩市がそれぞれ残りの6分の1ずつを負担するという形になります。ランニングコストにつきましても、基本的に言えば、その負担割合で負担することになります。

武井委員

食肉検疫の指定の問題について

次に、食肉検疫の指定の問題です。今後の対策としては、答弁によりますと、中国定期コンテナ航路を活用して、輸入の食肉の小樽港揚げを官民一体で努力してみたいという答弁です。具体的には、官民一体とは、どういうふうに取り組もうとしているのか、考え方を教えてください。

(港湾)港湾振興室横山主幹

現在、北海道に入る羊肉の輸入ルートでございますが、京浜を経由して苫小牧に入るルート、釜山を経由して石狩に入るルートがございます。その羊肉の輸入商社や荷主など、小樽市内の冷蔵倉庫、又は日口定期航路の船社などとともに、日本側の荷主に働きかけたり、ニュージーランドからの航路も何とか中国経由をして、小樽に引っ張ってきたいという動きをやっていきたいと思っております。

武井委員

これは本会議での答弁なのです。今のように、私は官民一体の努力する方向性を示してくださいと言っているのです。何か今の答弁に私は不満なのですが、部長、答弁できないかな。

港湾部長

官民一体となって努力するというところでございます。今、私どもは小樽港貿易振興協議会、いわゆるO P Sという組織を持っております。これは市長を会長にいたしまして、各港湾関係業界、広く構成されている組織でございます。食肉輸入の件でございますけれども、具体的にやはり直に商いをされておられます冷凍事業協会、それから港湾振興会、商工会議所はもちろん含めまして、そういった意味でそれぞれの輸入商社や、それから船会社に対して、まさしくこれがこの事業に官民一体となって精力的に今働きかけを行っているということでございます。

武井委員

今、官民一体の言葉が出ましたが、昨年の秋に中国に市長をはじめ、それこそ官民一体で訪問されて、交易の扱いについて陳情されたということを、新聞にも報道されております。この訪問したことに対する効果とか、成果とございますか、それらをどうとらえておりますか、ご答弁ください。

(港湾) 港湾振興室横山主幹

昨年の10月25日から11月1日まで8日間、市長をはじめ、小樽市内の業者の方、また札幌からも経済界の方を含めまして、中国に視察に行っておりまして。昨年におきましては、南から北に上がるという流れの中で、一つにはまだまだ中国においては、小樽港、北海道の小樽というものがよくわかってございません。そういう意味で小樽港を広くP Rし、北海道、札幌に近い小樽港をP Rしてきたということでは、まず第一に知らしめた経過ということではございます。さらに、昨年は石材関係の業者の方々も数多く行かれまして、各地を訪問しまして、各業者関係、話があった中で、その後、引き続きその石材、建築資材等の商売上の話につながっていているというのが、現状でございます。また、あと、上海の方でも市内の企業の関係の工場とか、道内物流大手の倉庫などを見学しまして、何とか小樽港の利用を図るように話しかけなどをしてきております。

武井委員

市長、直接お伺いしたのですが、どういう感触を持ってお帰りになったか。

市長

今、主幹から申し上げたとおりでして、問題はいかに中国の製品を小樽に持ってくるかということが主眼でして、その中で、物流業者、あるいはまた、小樽の企業が向こうで技術提携しているミツウマゴムだとか、その他自転車の製造工場も行ってまいりまして、向こうで生産した自転車をコンテナで持ち運んでいるというところについても小樽を利用してもらおうということをお願いして、そういったものがぼちぼち上がってきているということです。石材についても、これから相当需要があるということで、世界の石の8割を扱っているアモイというところにも行ってまいりまして、そこでも石材の業者の方々が、じかにこのことを電卓をたたいて、いかに安いかという、そういった交渉もしようかというスタイルでやっていたので、非常に期待が持てるのではないかと。これから大いにそういった環境を含めて、小樽にコンテナがより以上に入ってくる可能性があるのではないかとこのように思っています。

武井委員

期待しております。

介護保険の市民の認知度について

次に、介護保険についてです。介護保険制度についての市民の認知度について、お尋ねをしました。これは全国の平均のおよそ2分1が小樽市内の認知度の数字と理解しました。しかし、この認知度が低ければ、利用者も少ないはず。したがって、保険料も安いはずと見るのが一般的なことだと思うのですが、小樽はそうではなくて、

認知度は全国の半分以下と低いだけけれども、保険料は高い。こういう逆の数字が出ているのですが、これに対してのお考え等分析していますか。

(福祉) 高齢社会対策室介護保険課長

まず、介護保険の認知度の関係なのですが、市長が答弁いたしました部分につきましては、私ども今年度から介護保険事業計画の作成のために行った各調査の結果によるものでありまして、それぞれが13年11月なり、14年2月と、介護保険制度が始まりまして1年半なり、1年11か月、そのようなわずかな期間の部分のもので、30何パーセントの認知度だったと考えております。ただ、現在につきましては、要介護認定者数も伸びておりますし、月々各事業所から速報という形でサービス利用者なり、サービス利用回数、このような速報をもらっているのですが、それではいずれも伸びておりますので、制度の周知につきましては、徐々に定着してきていると、このような部分で考えてございます。

それで、2点目の保険料の関係なのですが、3年ごとに改定という形になりますので、15年、16年、17年、現行の保険料はこの3年間固定になります。それで、保険料につきましては、介護給付費から国庫負担、道負担、市負担、それらの公費負担を除きまして、残りの18パーセント、これを第1号の被保険者に負担していただくという形になってございます。したがって、給付費の部分が多ければ、当然割る人口が限られますので、給付費が多ければ保険料も高くなってくると、そのような状況です。

それで、代表質問でもお答えさせていただいたのですが、サービス利用者につきましては、居宅サービス利用者が3,100人ほどで、そして施設サービス者が1,500人ほど、率にしますと、居宅サービス利用者が66パーセントほどいるのですが、実は給付費の部分につきましては、居宅サービスは現在の実績でいきますと、1人当たりの費用というのが8万円ほどなのです。ただ、施設サービスにつきましては、今年度の実績が34万6,000円と約4倍ぐらいになっていると、そういう形で、給付費を見ますと、逆に施設給付費が6割、7割を占めておりまして、居宅サービスが残りの3割から4割、このような状況でございます。したがって、小樽では施設サービスの利用者が多い。特に金額的にいいますと、療養型施設サービスにつきましては、1人入りますと市の負担が40万円ほどになり、このようなものが影響して小樽の保険料が高くなると、このようなことで考えてございます。

武井委員

私は14年2月の市内の統計を見てお尋ねしたわけなので、2年ほど経過していますけれども、あまりにも全国での半分と、そういう意味では、非常に私はまだ認知度は低いのかなと思っていたのでありまして、ぜひとももう少しいい制度であるとすれば、どんどんアピールをしてほしいなど。そうすることによって、いろいろとまた新しい方向性あるいは介護制度の改良が出るのではないかと思いますので、ぜひとも努力を重ねてほしいと思います。

保険給付の実態について

次の問題は、要支援者への保険給付の実態についてお尋ねします。利用者から特別苦情がないという答弁でございました。これは当然のことなのです。こんな答弁では、私、納得しません。私も述べましたように、これは軽度の人たち、すなわち要支援だとか、要介護1の場合は、これは私も具体的に申し上げましたように、この人たちについては、要するに手がかからないわけですから、優遇されている。重度になってくると手数がかかりますから、なかなかみんな業者はあちらを向いてしまうと、こういうような内容で、お迎えの車が来たり、おやつがついたり、昼食づきになったり、入浴サービスしたり、その上ボランティアの方が親切にしてくれる。こういうのであって、これはもうだれも苦情なんか来るわけがないのです。私が今、ここで聞いているのは、そうではなくて、これをこのままでは利用者からは苦情は出てこないのです。だから、そうではなくて、理事者に私がお願いしたいのは、この支給基準限度額の6万円と、私は具体的な数字も出したのですけれども、ここへ向けて、それをもくろんで、業者が入っている。こういうのが非常に全国的に広がっていると。京都では今言ったように、事件まで起きていると具体的に挙げたわけですが、したがって、皆さんとしては、サービスを受ける利用者から苦情が来るのを待

っているのではなくて、皆さんから進んでいって、そういう業者がいるかいらないか、それらを私は調べるべきでないのですかと言うのです。これは、サービスを受けている人から返事を待っていたのでは、これはいつまでたっても来ませんよ。こんなにいいのですから。親切なのですから。ですから、そういう意味で、それは軽度の人たちだけなのです。私たちが欲しいのは、むしろ重度、介護度の2とか3とか4とかとこういう重度の方々に対するサービス、これが必要なわけです。ですから、こういう軽度の人に対する苦情は来ません。したがって、市みずから調査をしてはいかがですかと、これに対する考え方はどうですか。

(福祉) 高齢社会対策室介護保険課長

介護サービスを利用する場合は、原則的にはケアプランをつくりまして、それに基づいてサービスを利用する。このような形が原則になっておりますので、サービスを利用したい方がいらっしゃいましたら、とりあえず居宅介護支援事業所のケアマネジャーにケアプランを作成していただく。そして、そのプランに沿って事業所からサービスを提供される。これが原則でありますので、ある程度の予防策にはなっているのかなと考えてございます。

ただ、利用者や市民からの投書によりまして、事業所の不正がわかると、このようなケースが多いことから、国では16年度から介護保険の不正事業者の摘発のために、利用者やその家族からの情報提供の窓口を全国に設ける予定になってございます。また、事業所のサービス内容などの情報を管理する国保連合会と市町村などを専用回線で結びまして、市町村が国保連合会からの情報を入手して、サービスの内容や利用回数、それらのものを簡単に確認できるようなシステムが、この4月から導入される予定になってございますので、それらを活用しながら、また指定権者につきましては、北海道となっておりますが、このような不正はあってはならないことでありますので、指定権者であります北海道とも一緒になりながら、このような不正なことがないような、適正な執行に努力してまいりたいと考えてございます。

武井委員

今の問題も、道とも協力してやりたいという気持ちですけれども、市みずからが進んで、そういう苦情が来るのを待っているのではなくて、市の介護料の関係でも絡んでくるわけですから、市の方からぜひとも調査を進めてほしいと。私はこの次の調査結果を楽しみにして待っています。

介護保険施設の居住環境について

最後の問題は、市内の介護保険施設の居住環境についてお尋ねしました。老人福祉施設、特別養護老人ホームは小樽市も非常に居住環境が進んでいますが、およそ全国レベルに達しているようですけれども、療養型医療施設だとか、あるいは老人保健施設の個室が、これが低いのです。前者が16.8パーセント、後者が15.6パーセント。ということで、私はここに入っている人たちのベッドというのは、プライベートの場所なのだ。ところが、カーテン一つでそれが休む場所、憩いの場所、読書の場所、寝る場所、こういう場所なので、これでは我々に、大きく小樽のために努力してくれた、そういうお年寄りに対して、何でもう少し温かい手を伸ばしてくれないのか。せめて毎日暮らす住環境だけについても、こういうことでお尋ねしていたわけですが、今後の住環境の指導だとか対策の進め方などは、持っているのかどうか、持っていたらお示してください。

(福祉) 高齢社会対策室介護保険課長

介護保険サービスの件につきましては、今、委員がおっしゃいましたように、利用者の生活の質だとか、ケアの向上、これらを目指して、個室、ユニット化が進められてきております。国の方では、特別養護老人ホームにつきましては、これからはユニットケアの施設整備を原則とするのだと、このような形の方針を示しております。ただ、老健・療養型につきましては、設備基準の中で、例えば老健につきましては、療養室は定員4人以下、そして療養型につきましては、1室4床以下、このような形の基準が決まっております、なかなか個室化が進まないような状況になっています。ただ、全国的に見ましても、先ほど委員からご指摘がありましたように、老人福祉施設、老人保健施設、療養型医療施設とも年々個室が増えてきている状況にあります。小樽におきましても、特養につきま

しては、やすらぎ荘が増えたことでかなり増えましたし、老健・療養型につきましては、私どもの手持ちの資料の中では、全国の部分から比べますと、若干ですが、小樽の方が率が高いような状況になっています。国の方ではその特別養護老人ホーム以外につきましても、2005年度の介護保険制度の見直しの中で、在宅と施設サービスの在り方も議論されていることでございます。その中で、プライバシーの関係もありますので、大部屋の問題も取り上げられるのかなど。そのような部分で考えてございますので、その国の動向なり、また指定権者であります北海道の指定基準を見極めながら、今後対応をしていきたいと考えてございます。

武井委員

どうも私は、あなた方の態度があまり好きでないですね。今、あなたが言ったように4人以下なのです、以下。4人だといっている基準はないのです。4人以下にしないと。4人以下ということは、1人も含まれているのです。ですから、4人以下の方向に向けて努力してくださいと。4人以下ということは1人も含むのだということですから、そういう方向で取り組んでくださいというのが私の趣旨でございますので、どうぞひとつご理解をしてほしいと思います。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、れいめいの会に移します。

上野委員

消防の塩谷出張所と蘭島出張所の統合について

先般、一般質問でございましたけれども、消防の適正配置計画について塩谷出張所と蘭島出張所を統合し、蘭島が支所になるということで、これについては4月からと聞いておりますけれども、これについてのこと、それから、人員配置はどうなるのかを簡潔にお願いします。

(消防)総務課長

本会議でも説明させていただきましたとおり、塩谷出張所に蘭島出張所を統合いたしまして、現在の蘭島出張所を塩谷出張所蘭島支所とするものでございます。蘭島にございます庁舎と消防車は、現在のまま配置いたしまして、職員は塩谷出張所から支所の方に派遣するしくみでございます。4月1日から実施したいと考えてございます。また、配置人員でございますけれども、両出張所の職員を塩谷出張所1か所に集中いたしまして、現在の両番28名体制から24名体制にしたいと考えてございます。そういたしますと、片番12名の配置人員となりまして、毎日の当番人員、これは週休者等を除きますと、ほぼ現在と同様の7名ないし8名の配置人員となります。この人員の中で4名を塩谷出張所へ、残りの1車分4名もしくは3名を蘭島支所へ派遣する形をとりたいと考えてございます。

上野委員

塩谷と蘭島の管内で、この5年間の火災の件数をもしわかれば教えてください。

(消防)総務課長

火災件数でございますが、過去5年間について説明申し上げますと、塩谷出張所管内におきましては、合わせて24件でございます。その内訳につきましては、建物火災が12件、この12件の内訳は、全焼火災が1件、それから半焼火災が3件、部分焼火災が4件、ぼやが4件となっております。残りにつきましては、車両火災が4件、その他が8件となっております。また、蘭島管内の過去5年間の火災件数でございますが、合わせまして3件でございます。その内訳は、全焼火災が1件、車両火災が1件、そして野火が1件でございます。

上野委員

次に、西部地区に救急車が配置されるということになっております。これについてもいつごろになるのか。そして、この地区での今までの救急車の出動件数をお願いいたします。

(消防)総務課長

配置場所につきましては、塩谷出張所と考えてございます。配置時期につきましては、16年10月1日を目途としてございます。この塩谷出張所に救急車を配置するという点につきましては、新たに配置いたしますので、車庫の整備、物品庫の整備、合わせて救急車を出動させるための出動指令ソフト等のいわゆる変更など、一定の時間が必要となるものでございます。

救急件数の部分につきましては、塩谷、桃内、忍路、蘭島地区の過去5年間の数字でございますが、年間の平均で約220から230件ということでございますので、5日間に3件程度の救急出動かと思われれます。また、オタモイ地区を入れますと、年間の救急出動件数は330から340件程度でございますので、おおむね1日に1件程度の救急出動件数になるかと思っております。

上野委員

消防車と救急車の乗換運用について

ただいま、消防車と救急車のお話でございましたけれども、先般も聞きましたけれども、乗換運用を今考えていると。これにつきましては、乗換運用について、どういうふうにするのかと。簡略にお願いいたします。

(消防)総務課長

この乗換運用につきまして、簡単に説明申し上げます。救急車と消防車の運用は、いわゆる同じ職員が救急要請がございましたら、そちらの方の救急車に乗る。また、火災や災害がありましたときには、消防車に乗るといったように、いわゆる事案により使い分けるということが、私ども通常言っております乗換運用でございます。

上野委員

今まで小樽で、乗換運用をやったことはありますか。

(消防)総務課長

現在、手宮出張所で消防車と救急車の乗換えをしてございます。

上野委員

先ほどグループ制導入なんて言っていますけれども、これも何か消防署もグループ制導入ではないかという気がいたしますけれども、もう一点、これも大事なことですけれども、もし塩谷の救急車が出れないときには手宮からと過去はずっと現在もですけれども、手宮が全部、西部地区の対応していた格好ですね。わかりますか。西部地区を手宮の救急車が全部対応していたのですね。

(消防)総務課長

はい、そのとおりでございます。

上野委員

ですから、今の乗換制運用、また塩谷に救急車が行って、どうしても出られない場合は、今までと同じような現況で対応できるということは、ある程度わかりました。私が、先ほど申したとおり、これは蘭島に消防署ができたのは、ちょっと私も何年にできたのかわかりませんが、その当時は塩谷から蘭島に行くというと、一本道しかない。何かがあった場合には対応できない。そういうので蘭島も人口が今より多かったということです。今は、塩谷から蘭島に行くときには、5号線もございますし、また山の方にも1本ある。また、道路もたいへんよくなっている。それから、距離的にも何分かかるかはわかりませんが、かなり時間的にも出動があった場合は、市内で走るよりは向こうの方が早いのではないかと。時代の流れでございますけれども、今回4月1日からこのような形で適正配置が行われると、これはこれで私はよいと思いますけれども、将来に向けて、やはりもう少し西部地区の消防対策、今でいうと、塩谷に出張所を置き、支所を蘭島に置いていく。そして人員も乗換運用をやっていく。何か机上的にはわかるのですけれども、現実的に今まで経験していないことが、果たしてできるのかと。机上のプランが現実的に本当に動くのかという不安感がございますけれども、将来に向けてのことと、今回のこの配置について、できれば署長の方から見解をお示し願います。

消防本部次長

まず、乗換運用でございます。火災出動と緊急出動等が重なったときにどうするのかと。一つにはそういうことかと思えます。塩谷の救急車は消防車との乗換運用ということで、当然のことでございますが、火災出動等で重なった場合は、手宮から救急車が出動することにしてございます。その中で、西部地区におきます過去5年間の火災と救急が重なった状況を見てみますと、1年間に1件程度ということで、重なる確立は非常に低いと、こういう状況になってございます。また塩谷に救急車が配置されましたら、防火査察あるいは消火栓の点検など、いわゆる日常業務の子細につきましては、塩谷方面の分も含めまして、できるものにつきましては、蘭島あたりで対応させると、このようなことを工夫いたしまして、塩谷救急隊の出動になるべく影響が出ないように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

消防長

将来のことということですが、私どもは4月1日から当分、この体制でやってまいりたいと思っております。

上野委員

将来のことはなかなかまだ見えませんが、今の現況もたいへん難しいので、将来も含めて、いい消防体制ができることをお願いします。

道徳教育について

私も前にも1回質問しましたが、道徳教育について少し伺います。これは今、青少年の非行等、いろいろな低年齢化、やはりこの道徳という問題はたいへん大事でないかなと。それで、お聞きしたいと思います。

週1時間の道徳の時間があるわけなのです。これについて、必要性を小樽の教育委員会ではどういうふうに考えているか。

(学教)指導室長

道徳教育にかかわりましてのお尋ねでございますが、学校の教育課程は、国語や社会や理科などの教科とそれから特別活動だけではなくて、道徳、この三つの領域で編成されるものでございます。とりわけ、道徳教育にかかわりましては、思いやりの心を育てるなどの上で、たいへん重要な教育活動であると受け止めてございまして、大きく道徳教育には二つの活動がございます。

まず一つは、例えば国語の物語の勉強などを通して、思いやりの心を持ったり、社会科の勉強を通して規則を守ることの大切さを学んだりとか、理科の勉強の中では生命を大切にするとか、体育の競技を通しては、あきらめないでねばり強くやり通すこと、また掃除の時間には協力して活動することなど、そのような道徳的価値について学んだりしております。そして、それらの教科などで学んだことや築いたことを、それを補ったり、深めたり、そしてまとめ上げたりする時間として、道徳の時間の勉強がございます。この道徳の時間の勉強を大切にしながら、教育活動を展開することが私どもにとっては大切なものだと考えてございまして、とりわけ小樽市の学校教育の推進の中におきましても、豊かな心を育て、よりよい生き方を求めるということをお願いしてございます。各学校におきましては、各教科はもとよりでございますが、ボランティア活動などを通じて、思いやりの心などをはぐくんでございますし、またいずれの学校でも道徳教育のかなめの時間としての道徳の時間を設けて、指導しているところでございます。

上野委員

道徳教育は必要性がたいへん高いと私は今、受け止めている次第でございます。道徳教育の時間の指導計画もあると思えますけれども、これについては、私の認識不足かもわかりませんが、管理者が作成している学校もあると聞いていますけれども、一般の先生たちもこれにかかわっているかいないかについてお聞きします。

(学教)指導室長

指導計画の作成でございますが、一番大事なことは校長先生がやはり今年の学校の教育として、こういうことをやるのではないかというビジョンや理念を示すことだと思っております。そのことを受けながら、先生方が英知を結集しながら、自校の子どもたちの様子を踏まえながら、教育計画を立てていくことが基本でございまして、そのような形で各学校で取り組んでいくと受け止めております。

上野委員

算数、理科の授業公開は必ずあると思いますけれども、小樽で道德教育の授業公開というのはあるのでしょうか。

(学教) 指導室長

公開研究会にかかわりましては、平成15年度は五つの小学校において行われたところでございます。国語とか算数とかの公開は行われておりますが、道德の時間につきましては、公開は今年度は行われてございません。

上野委員

もう一つこれに関連して、後志の教育委員会の主催で今まで教育課程研究会、今は名称が変わって教育課程改善協議会という名前に変更されていると聞いていますけれども、これに道德の部会があると思います。今年度は終わっていると聞いていますけれども、それに小樽の先生たちは参加したか。今年がもし、その部会がなければ、前年度に全員出席したかしていないか。

(学教) 指導室長

平成15年度の小学校教育課程改善協議会と、中学校教育課程改善協議会というのがございまして、これは今、委員にご指摘いただきました、従前の教育課程研究協議会の名称を変えたものでございます。昨年11月に石狩管内と後志管内の先生方合同でという形になりまして、札幌市で開催されました。それで、実際に参加の状況でございますが、小学校の道德部会に教頭先生が参加してございます。

上野委員

なぜ、教頭先生とか校長先生しか道德のそういう研究会に参加していないのか。一般の先生が行っていないのか。今後、やはりこの点についてもいろいろ情報を集めて、個々に得るものがあるもので、これについては、小樽の場合、まだ永遠に続くものでございます。

教育長

道德はたいへん大切な教育課程だと思っております。全道の小学校長会が2月に調査したところによりますと、今、授業の中で何に一番心配しておりますかと聞いたら、63パーセントの率で道德教育の充実ということが上げられておりました。また、全国的には同じ調査がございまして、それは32パーセントとなっております。ですから、北海道の道德教育に関する環境が、そういうことであるということを示しているわけでございます。小樽市にとっても、永遠の課題だというお話もございましたが、いわゆる先生方だけでも子どもたちの心の隅々に関与して指導していくことが、非常に大事だと考えてございまして、教育委員会としてもそれらの対応に、さらに努力をしてみたいと思います。

上野委員

教頭問題について

次に、教頭問題、これも質問させていただきましたけれども、あれから時間がたっていますので、本年度教頭試験を受けた方、小樽に何人くらいいますか。

(学教) 総務課長

市内では本年度8人でございます。

上野委員

その内訳。先生から受けたそのうち、どれくらい受けたというのありますので、もしそれがわかれば全員も。

(学教) 総務課長

これにつきましては、行政と一般教員から、それぞれ何人受けたのかということなのですから、それをお話ししますと、特定される可能性があるものですから、それについてはお答えできないと考えます。

上野委員

ちょっとふに落ちませんけれども、そんなところにマル秘があるのかどうか、何もここは問題はないのではないかなと思います。

問題は、教頭になり手がいないという、前回は言いましたけれども、何か原因がなければ、教頭先生が小樽に42校の学校があるのに、毎年少ない人しか受けないということは、大変な問題があると思うのです。

小樽は日本教職員組合、日教組、もう一つ全日本教職員組合、これが全教組といいますが、小樽は日教組が非常に多いと思いますけれども、加盟率をお願いいたします。

(学教)総務課長

小樽市教育委員会といたしまして、教職員個々が北教組に入っているかどうかという調査をしたことはございませんので、どのような加入率になっているか、高いという話は聞いてますけれども、どのくらいかということは承知しておりません。

上野委員

教育委員会が何で調べられないかということも、私は疑問を持っています。とりあえず、言っておきます。全国、昨年の10月の統計によると、50パーセントを切っている。特に日教組の場合は30.4パーセント、それから全教の場合には7.8パーセント、その他の組合が11.5パーセント、合計でもう全国的に50パーセントを切っているのが事実なのです。北海道は若干高いのですけれども、今、教育委員会からは、組合のパーセンテージが示されませんでしたけれども、これはどこかで調べればわかることですので、教育委員会としても、そんなようなことをきちんと調べる。これは相手も何でもないことですので、正々堂々と小樽はこうですよと言うべきだと思う。

私が道徳教育、それから教頭問題を今日取り上げたのは、その辺に関係があるのではないかと思いますので、これは徹底的に私は追及して、小樽の教育が本当によくなることを願うのが大人の務めですので、今日はこの辺にしておきます。

委員長

それでは、れいめいの会の質疑を終結し、市民クラブに移します。

大島委員

入札の不正防止について

まず初めに、入札について、工事委員会の役目だとか、あるいはまた不正防止についての役目だとかについて伺います。これは答弁もいただいております。不正防止のためにどんな役目を果たしているのか、この質問に対して、談合などの情報があつた場合には、別途設置しております公正入札調査委員会を開催し、調査・審議の上、的確に対応しておりますという答弁をいただいておりますけれども、日ごろの不正防止といいますが、これらについては、どのような活動をしているのか。この点についてお聞かせください。

(財政)契約管財課長

不正防止についてですが、工事委員会の役割としては、一般質問でもお答えしましたとおり、業者の資格の審査だとか、指名に当たっての資格審査、指名基準と適合しているかということによってやっております、ふだん、そういうような特別な業務とかというのは、一般的には委員会の中ではやられておりません。

大島委員

また、平成13年度から15年度の主な工事の入札について資料をいただきました。そしてまた、それぞれ、平成13、14、15の平均落札率、これもいただいておりますが、今日、資料要求しました入札調書、それぞれ落札率は予定価

格に対してどのようになっていますか。

(財政) 契約管財課長

平成13年度の公営住宅勝納1号棟につきましては97.6パーセント、同じく菁園中学校につきましては98.2パーセント、14年度のサッカー・ラグビー場につきましては97.4パーセント、菁園中学校山留め・外構工事につきましては97.1パーセント、15年度におきましては菁園中の屋内運動場につきましては97.8パーセント、公営住宅勝納2号棟につきましては98.1パーセントとなっております。

大島委員

これを見ますと、談合はないと。厳正に審査をしているとおっしゃっております。そのとおりだと思います。しかし、ものの見事に数字が合っておりますし、またその率が非常に高いと私は思っております。いろいろ新聞等で報道されている記事を見ますと、やはり落札率が非常に高いということが、たびたび記事になっております。適正は80パーセント台だろうと。そのようにも言われております。それらを比べても、たいへんこの率が高い。私はどこかでだれかが関係者が統制をしているのだろうと、このように推測をしております。

過去に、私も今から思うと、平成11年からこの入札調書となるものを興味がありまして、ずっと毎月いただいております。2回やることは皆無だと、ほとんどないというのは失礼ですけれども、全く年に数えるほどで、たまには3回というのもございました。これらを見ても、非常に疑問に思っております。今、小樽の財政がこのような事情でございます。全国的には先日も横浜市長が就任早々、部長が逮捕されたことによって、これは取り組まなければだめだということで、取り組んでいる場面が出ておりました。ドキュメントでやっておりました。あの番組を見て、市長のリーダーシップというものがいかに大事なのかと。道内では岩見沢市長が公約に掲げて、この問題と取り組んでおります。先日の新聞にもございました。落札率が84パーセント台になると、このように書かれていた記事を見ております。今、財政再建のために職員はもとより、市民も不安を背負ってやっております。ここで市長のリーダーシップが私は必要だと思いますけれども、市長の今後の取組方について、お聞かせいただければと思います。

市長

今の問題は、先般の代表質問でもご質問がありましたので、お答えしましたけれども、今後、より競争性の働く入札制度といえますか、そういったものを導入させるために、ワーキンググループをつくって取り組んでいきたいというふうに思っております。

大島委員

最近を見ますと、平成15年5月21日、勝納2号棟、3億2,676万円、98.10パーセントになっています。平均から見ても、非常に高くなっています。まだ、こういう傾向があるのかなと。あるいはこの金額が多ければ、この率がどんどん高くなっているような気がします。今、市長から答弁いただきました。ぜひ、これらについても改善をしていただきたいと、心から祈っております。

次に、これは平成13年6月14日、小樽市産業廃棄物最終処分場の管理・運営などについて、入札がされております。特に社名も書かれておりますけれども、落札が3,700万円、2業者ございまして、5,200万円、これについて、これだけではわかりませんので、補足ということで、もう一部資料をいただきました。この頭の数字は7,607万8,800円の数字でございます。これはちょうど13年1定で、私たちも予算説明を受けた数字でございます。市民クラブは当初から随契については見直すべきだと、競争入札をさせるべきだと予算説明のときにも訴えております。説明は当時の部長は、随契でございました。その結果、入札を4月、5月、6月は随契で7月からは入札で、競争入札した結果が、このような入札結果でございます。そうしますと、消費税を抜きますと、7,600万円何がしの随契の予算が5,594万1,000円となります。実に73.53パーセントの落札率でございます。だから、随契でなくて、競争入札にすべきだというのが私たち市民クラブの考え方でございました。このほかにも、市民会館の問題がございま

た。これも、随契から入札に変えた結果、約1,500万円ほどの差が出ております。このように随契はどうしてもこういう結果になりがちだと思っております。改めてこの随契の見直しをしていただいて、できれば競争入札にしていただきたいと。それが小樽の財政の健全化をさせる一端を補うことができるだろうと思っております。いかがですか。

(財政) 契約管財課長

随意契約につきましては、地方自治法でできるものが決められております。例えば金額が少額なもの。工事で行きますと130万円未満のものではできるとあります。あと、性質や目的が競争入札に適さないものというのできるようになっております。それ以外につきましては、基本的には入札でとなっておりますので、それらの定めにそれぞれの業務委託だとか、工事だとかいろいろな発注ものがありますけれども、その項目、項目で、できるかというのを再度見直しまして、できるだけ多くの契約につきましては、競争入札ができるように競争性を働かせるために、今後もやっていきたいというふうに考えております。

大島委員

ちなみに、平成16年度の産廃の管理運営費ですが、これはどのようになっていますか。

(環境) 管理課長

16年度の予算関係でございますけれども、大きくくくった説明書の中に委託料を計上してございますけれども、その管理委託部分では、これからの契約等の関係もございまして、お伝えすることはできません。申しわけございません。

大島委員

フィッシュミール問題の経過について

フィッシュミールの経過について、お尋ねいたします。振り返りますと、ちょうど3年前に時効寸前のフィッシュミールの問題、この経過について、今日までどのようになっているか、お聞かせください。

(経済) 産業振興課長

小樽フィッシュミール協業組合に関する訴訟について、経過を説明いたします。事件名、平成13年(ワ)第29号使用損失補てん金請求事件についてであります。第1回口頭弁論が平成13年5月28日に行われまして、それ以降、昨年の12月15日までの間に、計25回の審議が行われたところでございます。第8回までは小樽フィッシュミール協業組合の設立に至る経過、また平成2年当時の解散に至る内容などについて、双方が主張する事実関係についての準備書面の取り交わしを行いまして、第9回及び第10回では、原告側関係者から当時の状況について記述した陳述書が提出されまして、それを踏まえまして、第12回から第14回まで証人調べが行われたところでございます。平成14年12月16日の第15回からは、裁判長の指導の下で、和解に向けた協議が行われておりまして、次回26回は本年3月15日に開催を予定しております。

大島委員

この問題も和解ということが出てございます。毎度言うように、市民が納得のいく形で和解をしていただきたい、そのように思います。それは相手があることですから、裁判の成り行きを見なければわかりません。しかし、少なくとも、1億5,780万なにかがしかのものでございます。どうか、本当に市民が納得いく金額で和解することを、再度お願いをいたします。

学校敷地内の除排雪について

最後に、学校敷地内の除排雪の件でございます。質問をいたしまして、答弁もいただきました。再質問で問題はないというような部長からの答弁もいただきました。その後、現場から伝えられている現状と部長の答弁がどうも私は納得がいきませんでした。それで、実態を調べてほしいと関係者に伝えてございます。どうなっておりますか。お聞かせください。

土木部長

先般の一般質問でお話ございました除雪の問題でございますけれども、委員から資料というか、作業の内容を調べてほしいということで、私どもの方でやりました。これにつきましては、今、所管であります土木事業所の方に当日の作業を詰めて、特に松ヶ枝地区の、この除雪の作業の内容を、今、集約してございまして、それぞれ委託業者に業務を委託してございますので、その中身について、今、要求してございますので、明日くらいにはお示しできると、説明できるのではないかと考えております。

大島委員

現場からの答えです。あれ以来、きちんとやっていただけるようになったと。それが、あの当時の、あの当時というのは、相談を受けて、土木に伝えたそれ以後の話でございます。今日まで来ています。質問にもありますように、学校の通学路、給食の搬入路、灯油の供給路線の確保、これをうたっております。確かに、いつでも必要ないと思います。地域によって、場所によって、たいへん気象は異なりますので、この点についても、来年度に向けて改めてこのような苦情が来ないように、関係の業者の指導をお願いしたいと考えております。いかがですか。

土木部長

再質問でも答弁いたしましたのですけれども、今お話のありましたあれ以来というのは、12月のことなのか、私はわかりませんが。

大島委員

12月です。

土木部長

私どもも今お話ししましたように、松ヶ枝地区には10数回いろんな形が入ってございまして、今お話のありました12月以降、冬休み期間でありましたけれども、その期間の中でも入っているデータもございまして、業者に聞いたら、そういうことも入っているというお話を聞いていますので、それについては、再度確認いたしまして、明日にでも松ヶ枝地区の除雪状況についてお示しできるかと思っております。

今、お話のありましたように、仮にそういうことがもしあったとすれば、来年度に向けて、それは業者の方に徹底するように指導してまいりたいと、このように考えております。

委員長

市民クラブの質疑を終結いたします。

以上をもちまして、本日の質疑を終結し、散会いたします。